

香取市環境基本計画(素案)

【中間見直し】

～豊かな自然に育まれた人と歴史

あたたかな心がようまち 香取～

平成25年12月



香 取 市

目 次

ページ

序 章	中間見直しにあたって	
1	中間見直しの趣旨	1
2	見直しの基本的な考え方	1
3	本市を取り巻く社会・環境状況の変化	1
4	中間見直しの方針	2
第1章	計画の基本的事項	
1	計画の役割	3
2	計画の位置付け	4
3	目標とする環境像	4
4	計画の対象範囲	5
5	計画の期間	6
6	市民、事業者、市それぞれの役割	6
第2章	計画の検証	
1	施策の進捗状況の検証	7
2	アンケート調査	13
3	地域別環境懇談会	20
第3章	環境施策と行動計画	
1	環境施策の体系	21
2	計画の基本目標	24
3	環境施策と各主体別の具体的な取組	26
第4章	重点施策	
1	重点施策の選定	51
2	重点施策の内容	52
第5章	地域別環境づくりの方向性	
1	環境の地域区分	55
2	ゾーン区分ごとの環境づくりの方向性	56
3	地域別の環境づくりの方向性 (佐原地域・小見川地域・山田地域・栗源地域)	58
第6章	計画の推進方策	
1	計画の推進体制	75
2	計画の進行管理	77
3	年次報告書の作成	77

序 章 中間見直しにあたって

1 中間見直しの趣旨

香取市環境基本計画は、環境への取組を明らかにするために制定した「香取市環境基本条例」第9条の規定に基づき

「豊かな自然に育まれた人と歴史 あたたかな心かようまち 香取」
の実現を目指して、平成21年3月に策定しました。

この計画では、平成21年度を初年度とし、10年後の平成30年度を目標年度として、計画を実効性のあるものにするために、社会情勢の変化に合わせて、5年目に中間見直しを行うこととしています。

2 見直しの基本的な考え方

計画中間点での見直しであることから、骨格である望ましい環境像や基本目標などについては、原則変更しないこととし、平成24年度までの施策の進捗状況の検証結果、市民ニーズの変化、並びに関係法令及び社会情勢の変化などを踏まえて、具体的な取組施策、環境指標などを見直しました。

3 本市を取り巻く社会・環境状況の変化

平成23年3月11日の東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故により放射性物質の健康への影響や再生可能エネルギーへの関心が高まっています。

市においてもこの震災を踏まえ、平成23年11月に香取市災害復興計画を策定し、放射性物質に対する不安解消・安全確保及び再生可能エネルギーの利活用を計画に位置付けました。

一方、その他関係する計画等については、市の取組施策の基本となる総合計画を改訂し、後期基本計画を平成25年3月に策定したこと、香取市まちづくり条例に基づき、市民協働によるまちづくりを積極的に推進し、暮らしやすく人が集う豊かな地域社会の実現を目指して、住民自治協議会が市内各地で設立され、地域住民による協働でのまちづくりが始まることなどの変化がありました。

4 中間見直しの方針

(1) 上位計画や個別計画、関連計画との効率的・効果的な連携

本市では、平成21年3月に本計画策定後、市総合計画、循環型社会形成推進地域計画などを改訂・策定しています。中間見直しにあたっては、それぞれの分野計画との関連、また、環境関連計画が担う役割や掲げる事項を踏まえて見直しを行いました。

(2) 基本方針及び個別施策の再編

骨格である望ましい環境像や基本目標などについては、原則変更せず、基本方針とそこに括られる個別施策について、過去5年間の施策実績やアンケートなどを参考に構成を精査し、再編することにより、具体的な取組を明確なものとししました。

(3) 指標及び数値目標の実効性ある設定

本計画では、当初、指標や数値目標が設定されていない取組がありましたが、中間見直しでは、可能な限り設定することにより、取組評価を実施し易いものとし、より実効性あるものとししました。

(4) 市民、事業者、市などの役割分担の明確化

本計画では、当初、市民、事業者、市の役割や取組についてのみ示していましたが、まちづくり条例の施行により、市民団体についても加えて、すべての主体が共有、協働する計画とししました。

第1章 計画の基本的事項

1 計画の役割

本市では、環境への取組を明らかにするため、平成18年3月に香取市環境基本条例「以下、『条例』と表記します。」を制定しました。その第3条には、本市の環境の保全及び地球環境保全についての「基本理念」が定められています。

香 取 市 環 境 基 本 条 例	
◇◇基本理念（香取市環境基本条例第3条）◇◇	
1	環境の保全は、現在及び将来の市民が健全で良好な環境の恵みを受けられ、その環境が将来にわたって維持されるように適切に行われなければならない。
2	環境の保全は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動がすべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われるようになることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、持続的に発展することができる社会の構築を旨とし、環境の保全上の支障を未然に防止するように行われなければならない。
3	環境の保全は、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持され、生物の多様性が確保され、及び人と自然が共生できるように多様な自然環境が体系的に保全されることにより、自然、文化、産業等の調和のとれた快適な環境を実現していくように行われなければならない。
4	地球環境保全は、人類共通の課題であることにかんがみ、すべての者は、これを自らの課題として認識し、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

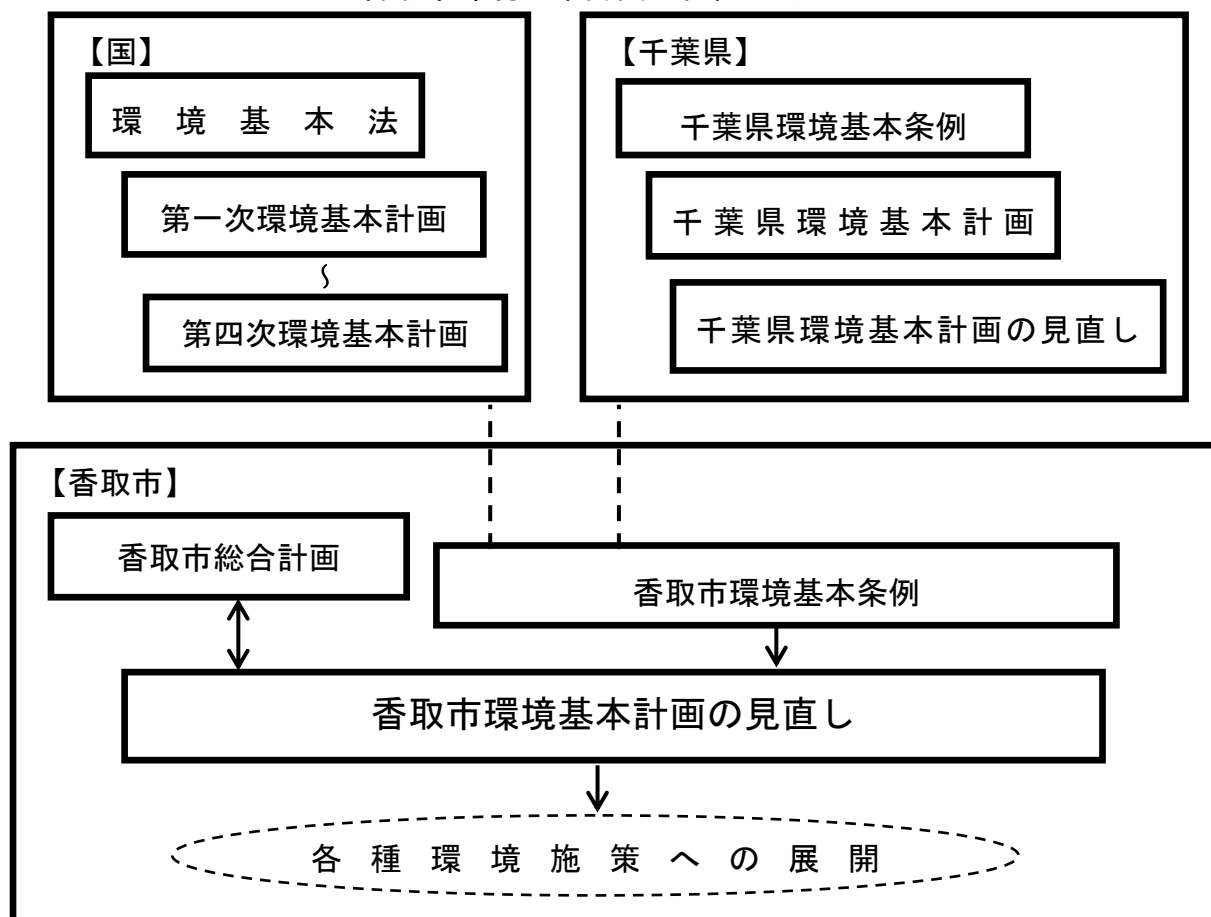
香取市環境基本計画は、この基本理念を踏まえ、条例第9条の規定に基づき、環境を保全し、創造していくための基本的な方向を示すことを目的としており、平成21年3月に策定しました。

本計画では、上に示す条例で定められた4つの基本理念を実現することを目指し、目標とする環境像や基本目標の下に、市民、事業者、市がそれぞれの役割を担い、お互いに連携・協働して計画に位置づけた取組を実行・推進していきます。

2 計画の位置付け

本計画は、法律及び国・千葉県の環境関連計画を踏まえ、市の上位計画である香取市総合計画（後期基本計画）及び他の関連計画と整合を図りながら、市の抱える課題を明確にすることにより、目標とする環境像の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進していくための計画です。

＜香取市環境基本計画の位置づけ＞



3 目標とする環境像

本市は、水と緑の恵み豊かな自然環境に生まれ、舟運により発展した歴史と伝統文化が息づく古い町並みや河川、水路などの水郷地帯や田園風景が、今も残されている地域です。

市では、平成21年3月に策定した環境基本計画で「豊かな自然に生まれた人と歴史 あたたかな心かようまち 香取」を基本目標として定め、その実現を目指して様々な取組を進めてきました。

これまでの5年間の取組を振り返ると、個々の目標は、少しずつ前進しつつありますが、全ての目標が達成できたわけではありません。

また、この間、東日本大震災という本市にとっても未曾有の災害により甚大な被害があり、これまでの取組を地道に継続していくことが必要となります。

一方で、平成23年3月には、まちづくり条例が制定されたことから、市民協働によるまちづくりが積極的に進むことが期待されます。

～目標とする環境像～

豊かな自然に育まれた人と歴史 あたたかな心かようまち 香取

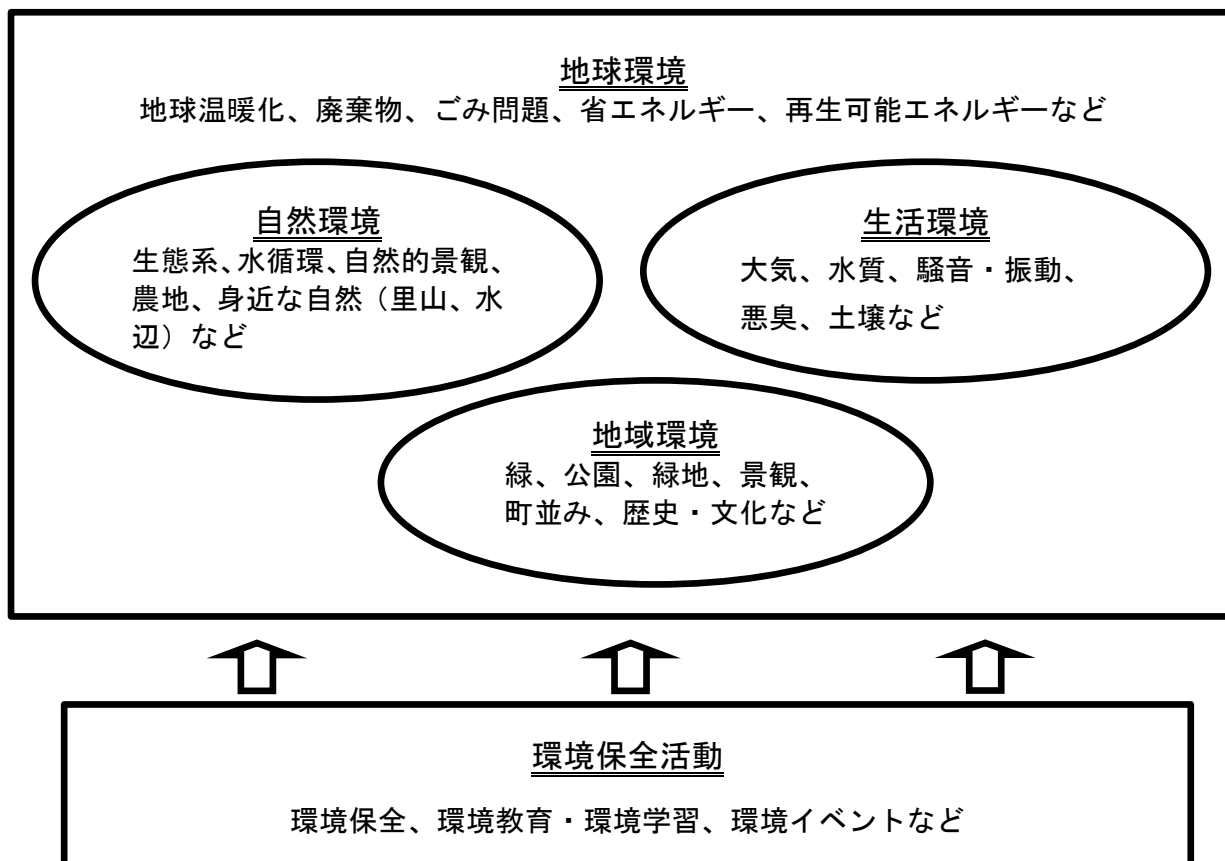
豊かな自然環境と長い歴史の中で育まれてきた本市固有の伝統や文化について、先人の教えを学びそれを守っていくと同時に、将来にわたって健康で豊かな生活を続けることのできる、あたたかな心かようまちづくりを目指していきます。

4 計画の対象範囲

本計画が対象とする範囲は、市全域とし、身近な自然環境、生活環境、地域環境から地球温暖化等の地球規模の環境問題までを総合的にとらえていくものとします。

また、各環境分野の行動に関する環境保全のための行動についても対象とします。

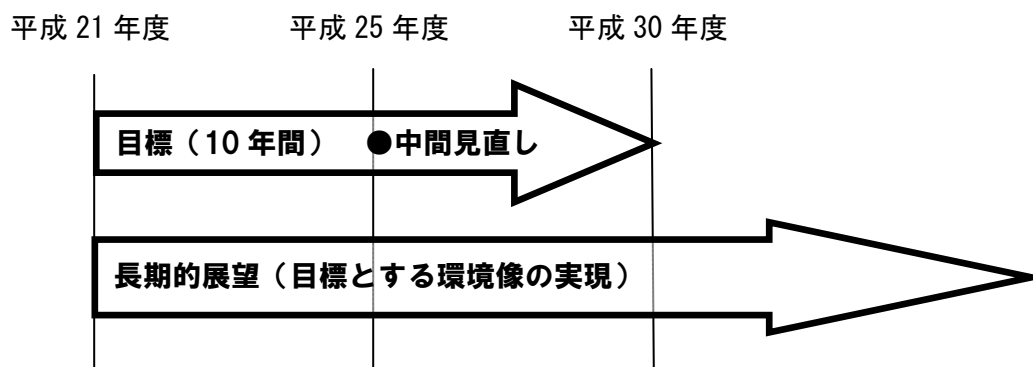
広域的な取組が必要なものについては、国や県、周辺自治体等と協力しながら問題の解決に取り組むものとします。



5 計画の期間

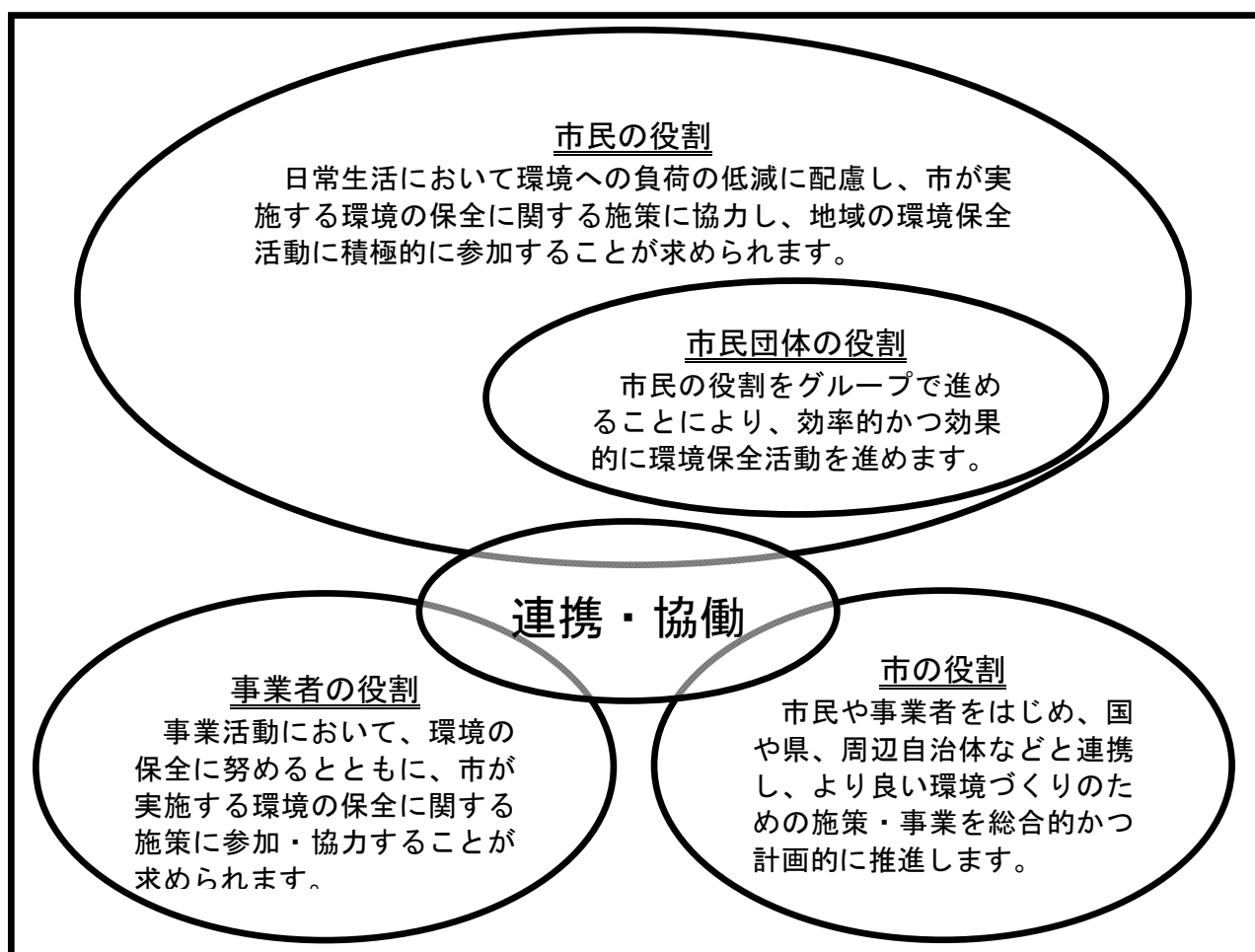
本計画は、平成 21 年度を初年度とし、10 年後の平成 30 年度を目標年度としています。

ただし、地球環境問題など長期的視点が必要な分野もあるため、21 世紀半ばも展望します。平成 25 年度の中間見直しは、本計画を実効性のあるものにするために、社会情勢の変化に合わせて行ったものです。



6 市民、事業者、市それぞれの役割

本計画は、市民、事業者、市がそれぞれの役割を果たし、連携・協働を図りながら、取り組んでいく必要があります。各主体の主な役割は次のとおりです。



第2章 計画の検証

1 施策の進捗状況の検証

本計画では、目標とする環境像を実現するために、地域の環境特性を踏まえ、5つの基本目標を定め、環境施策を展開しています。

本章では、施策の進捗状況について、環境指標別の設定目標とその達成状況を中心に、検証を行いました。

基本目標 I 豊かな自然を活かした水と緑の環境づくり

(基本方針1) 豊かな自然環境を守る

〔達成状況〕

設定目標			達成状況		
環境指標の項目	計画策定時 (H19年度)	目標値等 (H25年度末)	H24年度末	H25年度末 (見込み)	達成区分
市民1人当たりの都市公園等面積	5.8㎡/人	5.9㎡/人	6.1㎡/人	6.3㎡/人	達成見込み
自然観察会などのイベント開催数	未実施	年2回以上	3回	3回	達成見込み

1人あたりの都市公園面積等については、平成24年度末で目標値を達成していますが、これは公園面積が増加したのではなく、人口減少によるものです。そのため、自然環境を守るための取組状況がみえる指標への見直しも含めて、検討する必要があります。

環境イベントについては、里山を保全するボランティア団体との連携による自然観察会(年2回)、ホタル観賞会(年1回)の開催が定期的に行われています。

(基本方針2) 動植物の生息・生育環境を守る

〔達成状況〕

設定目標			達成状況		
環境指標の項目	計画策定時 (H19年度)	目標値等 (H25年度末)	H24年度末	H25年度末 (見込み)	達成区分
鳥獣保護区面積	1,746ha	拡大	1,746ha	1,746ha	未達成
ホタルの生息地確認箇所数	21箇所	30箇所	30箇所	30箇所	達成見込み

鳥獣保護区については、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき、鳥獣保護計画により県知事が、鳥獣の保護を図るため特に必要があると認める地域を指定することができることとされています。その趣旨からして利根川左岸小見川大橋付近の葦原に生息する野鳥の保護を目的に、その面積拡大を目指したのですが、指定拡大には至っていません。

今後、鳥獣保護区域の指定面積を拡大するにあたっては、野鳥の生息状況調査を実施した上で、地元猟友会などと調整を図っていく必要があります。

ホタルの生息地確認箇所数は、環境ボランティアなどによる調査結果で目標は達成しています。

(基本方針3) 農地・森林を守り育てる

〔達成状況〕

設定目標			達成状況		
環境指標の項目	計画策定時 (H19年度)	目標値等 (H25年度末)	H24年度末	H25年度末 (見込み)	達成区分
里山活動協定締結団体数(県認定)	4団体	増加	3団体	3団体	未達成
香取市型集落営農組織数	未組織	30組織	15組織	18組織	未達成
ちばエコ農産物の品数	29品	31品	21品	29品	未達成

里山活動協定については、余暇や教育に係る活動の場等として里山の活用を進めることにより、人と里山との新たな関係を構築し、豊かな里山を次の世代に引き継ぐことを目的として平成15年5月18日に施行された「千葉県里山条例」に基づく制度です。しかし、これを支援する「里山づくり活動支援事業」が平成23年度をもって終了となったため協定締結のメリットが薄れており、目標である協定締結団体数の増加には至っていません。今後締結数の増加は期待できない状況であり、里山活動の状況を把握できる新たな指標の検討が必要です。

香取市型集落営農組織数及びちばエコ農産物の品数についても未達成ですが、新たな環境保全型農業の取組が進められているところです。

基本目標Ⅱ きれいな水、空気、大地 安心して暮らせる環境づくり

(基本方針4) きれいな空気を守る

〔達成状況〕

設定目標			達成状況		
環境指標の項目	計画策定時 (H19年度)	目標値等 (H25年度末)	H24年度末	H25年度末 (見込み)	達成区分
一般環境二酸化窒素濃度環境基準達成率	100%	現状を維持	100%	100%	達成見込み
一般環境浮遊粒子状物質濃度環境基準達成率	50%	100%	50%	75%	未達成
野外焼却等の指導件数	38件	削減を目指す	36件	35件	達成見込み

一般環境の二酸化窒素濃度では、毎年環境基準を達成している状況ですが、一般環境の浮遊粒子状物質濃度については、目標値である100%に満たない状況です。大気環境の測定は、新島測定局、羽根川測定局など、市内4箇所で常時監視測定を実施していますが、浮遊粒子状物質、光化学オキシダントの項目で環境基準未達成の測定局があります。

また、福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の影響に対して市民の関心も高いことから、平成23年6月から市内教育施設・公園等90地点(内4箇所は定点測定)において、大気中の放射線量の年次測定を開始しました。測定結果については、すべての測定箇所で国際放射線防護委員会の年間被ばく量1ミリシーベルトに相当する1時間当たり0.23マイクロシーベルトを超える放射線量は測定されていませんが、継続的な測定を行っています。

さらに、微小粒子状物質(PM2.5)については1日平均値が環境基準値を超える日が発生し、国においては、平成25年2月27日に「注意喚起のための暫定的な指針値」を示し、動向を注視している状況です。

市では、市内4箇所の大気測定局での常時監視や放射線量測定を定期的を実施し、結果を広報紙や市ウェブサイトなどで公表しています。

一方、野外焼却行為の指導件数は5年前よりやや減少したものの、横ばいにあります。

(基本方針5) 安全で豊かな水を守る

〔達成状況〕 ※「-」については数値が未確定です。

設定目標			達成状況		
環境指標の項目	計画策定時 (H19年度)	目標値等 (H25年度末)	H24年度末	H25年度末 (見込み)	達成区分
生物化学的酸素要求量 (BOD)の環境基準 達成率	46.0%	60.0%	56.3%	-	未達成
生活排水処理人口普及 率	51.9%	高める	53.4%	54.5%	達成見込み

河川・水路の水質汚濁防止対策については、市内11河川30地点について継続して水質調査を実施しており、計画策定時(平成19年度)に比べて水質は改善傾向にありますが、設定目標値を見直し、更なる対策の推進が必要です。

また、生活排水処理人口普及率に関しては、計画策定時(平成19年度)と比較して平成24年度実績は、1.5%増加したものの、千葉県平均84%よりもかなり低い状況です。

現在、工場・事業所からの排水の影響は少なくなっていますが、未規制となっている一般家庭からの排水などが水質汚濁の大きな要因と考えられるため、公共下水道への接続、合併処理浄化槽への転換の推進が必要です。

(基本方針6) 健全な土壌を維持する

〔達成状況〕 ※「-」については数値が未確定です。

設定目標			達成状況		
環境指標の項目	計画策定時 (H19年度)	目標値等 (H25年度末)	H24年度末	H25年度末 (見込み)	達成区分
地下水調査 環境基準達成率	88.0%	100% を目指す	86.8%	-	未達成

地下水汚染防止対策については、上水道の整備されていない地域について実施している地下水の飲用井戸の必須項目について、平成21年度から平成24年度までの間、延べ7地区、174件の水質調査を実施しましたが、適合率は86.8%でした。不適合の主な項目は硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素であり、今後、家畜排泄物の適正処理、適切な施肥指導の更なる推進が必要な状況です。

また、一部の事業所周辺から検出されたトリクロロエチレン等の除去対策を継続していますが、依然として環境基準を超過している状況です。

(基本方針7) 静かで住みよいまちを守る

〔達成状況〕

設定目標			達成状況		
環境指標の項目	計画策定時 (H19年度)	目標値等 (H25年度末)	H24年度末	H25年度末 (見込み)	達成区分
騒音・振動の苦情対応件数	6件	削減を目指す	6件	3件	達成見込み
自動車交通騒音の測定 箇所数	1箇所	4箇所	7箇所	8箇所	達成見込み

騒音・振動の苦情対応件数は、毎年横ばいで、平成 24 年度末は削減に至りませんでした。

自動車交通騒音の測定箇所数については、7箇所增加到ありますが、これは、県の実施していた測定事務が市へ移譲されたことによるものであるため、指標としてはそぐわないものとなっています。

これらのことから、今後は、測定の箇所数の増加を指標とするのではなく、市で実施する面的評価結果の環境基準の達成状況と公表を目標としていくことが望まれます。

基本目標Ⅲ 歴史と伝統文化を受け継ぐころ落ち着くまちづくり

(基本方針 8) 歴史的・文化的景観を守る

〔達成状況〕 環境指標なし

歴史的・文化的景観については、小野川と香取街道沿いの町並みの重要伝統的建造物群が、東日本大震災により、瓦の崩落などの被害を受けましたが、計画的に修復・修理が行われています。

(基本方針 9) 魅力ある都市景観を創る

〔達成状況〕 環境指標なし

東日本大震災による液状化現象によって、多くの家屋が被災しました。河川や道路も被害を受けており、現在も続いている復旧工事に併せて、一刻も早い景観の復興が必要です。

また、空き家・空き地の維持管理に関する苦情などが多く寄せられていますが、所有者への適正管理の通知を送付することにより、雑草の刈り取りが行われるよう働きかけをしています。

(基本方針 10) 環境を観光資源として有効利用する

〔達成状況〕 環境指標なし

市では、豊かな自然を観光資源として活用したイベントの開催や PR 活動を実施しています。

また、グリーンツーリズムとして滞在型農園クラインガルテン栗源やリゾート型貸農園ザ・ファームが利用されています。

基本目標Ⅳ できることから少しずつ一歩一歩取り組む環境づくり

(基本方針 11) ごみのない清潔なまちを創る

〔達成状況〕 ※「－」については数値が未確定です。

設定目標			達成状況		
環境指標の項目	計画策定時 (H19 年度)	目標値等 (H25 年度末)	H24 年度末	H25 年度末 (見込み)	達成区分
市民 1 人 1 日当たりの ごみ排出量	1,037 g/人・日	1,000 g/人・日	1,003 g/人・日	－	未達成
ごみのリサイクル率	14.8%	18.0%	15.2%	－	未達成
資源物回収団体の登録 数	45 団体	増加を目指す	50 団体	51 団体	達成見込み
ごみの不法投棄指導件 数	29 件	削減を目指す	17 件	15 件	達成見込み

ごみの排出量については、広報紙の「ごみのことかんガエル」により紙類の分別の徹底を呼びかけるとともに、可燃ごみの処理手数料の賦課やペットボトルキャップ、廃食用油、小型家電などの分別回収を始める施策等を推進しています。ごみの減量化は着実に進んでいますが、千葉県平均（976 g/人・日）には、至っていない状況です。

再資源化については、香取市循環型社会形成推進地域計画を策定し、平成 24 年度に佐原清掃事務所内の廃焼却炉を解体、跡地をリサイクル拠点施設として整備しました。このリサイクル拠点施設では、枝木のチップ化、発泡スチロールの減容化などにより、資源物活用を推進しています。

一方、ポイ捨てや不法投棄は減少傾向にありますが、悪質な不法投棄が後を絶ちません。それには、不法投棄などを防ぐために、土地所有者への意識啓発が必要です。

（基本方針 12）地球温暖化防止対策を推進する

〔達成状況〕

設定目標			達成状況		
環境指標の項目	計画策定時 (H19 年度)	目標値等 (H25 年度末)	H24 年度末	H25 年度末 (見込み)	達成区分
エコアクション 21 登録事業所数	2 事業所	6 事業所	3 事業所	3 事業所	未達成
環境家計簿の配布数	未配布	全世帯を対象	一部実施	一部実施	未達成
公用車中の低燃費・ 低公害車保有台数	2 台	4 台	9 台	11 台	達成見込み

エコアクション 21 登録については、3 事業所の登録がありましたが、目標達成には至っていません。

その要因としては、エコアクション 21 の認知度が低く、事業者に対する市からの働きかけが不十分であったと考えられ、取組の強化が必要です。

環境家計簿については、全戸の配布までは実施できていない状況です。この目標指標についても配布することが目的ではなく、市民の意識啓発の手段であるため、今後の目標指標として工夫検討が必要です。

公用車中の低燃費・低公害車保有台数については、車両の更新時に入れ替えができ、平成 25 年度末で 11 台と目標値を達成しています。

なお、これは、低燃費車を含めての目標となっているため、エネルギー事情が大きく変化した状況を踏まえれば、今後、更に進んだ目標が求められている状況です。

基本目標Ⅴ 一人ひとりが主役 協働するネットワークづくり

(基本方針 13) 環境について学び情報発信する体制を強化する

〔達成状況〕

設定目標			達成状況		
環境指標の項目	計画策定時 (H19 年度)	目標値等 (H25 年度末)	H24 年度末	H25 年度末 (見込み)	達成区分
こどもエコクラブの登録団体数	1 団体	3 団体	0 団体	0 団体	未達成
小中学生への環境教室実施校数	27 校	現状を維持	31 校	31 校	達成見込み
学校ビオトープ設置数 (池等を含む)	8 校	現状を維持	7 校	7 校	未達成
環境に関する市民講座・イベント実施回数	3 回	年 3 回以上	4 回	3 回	達成見込み

こどもエコクラブの登録団体数に関しては、計画策定時に 1 団体ありましたが、現在は登録数がなく、目標値の達成はできていません。

これは、登録によるメリットが少ないためと考えられ、環境指標の見直しが必要な状況です。

小中学校への環境教育実施校数は、授業で総合的な学習の一つに環境学習が展開されたことで目標を達成しています。学校ビオトープの設置数については、学校の統廃合により、ビオトープを所有する 1 校の減少があり、未達成となっています。

今後は、設置することを目標とするのではなく、環境教育について学校との連携が重要と考えられます。

また、環境に関する市民講座・イベント実施回数は、環境フォーラム、フリーマーケット、市民環境講座各 1 回の計 3 回で、目標を達成できる見込みです。

(基本方針 14) 市民・事業者・市協働による環境保全を推進する

〔達成状況〕

設定目標			達成状況		
環境指標の項目	計画策定時 (H19 年度)	目標値等 (H25 年度末)	H24 年度末	H25 年度末 (見込み)	達成区分
環境保全団体件数	16 団体	20 団体	25 団体	25 団体	達成見込み
協働による環境保全活動数	未実施	年 2 回以上	3 回	3 回	達成見込み

環境保全団体数は、計画策定時より 9 団体加わり、25 団体で目標を達成しています。

また、市民（市民団体）と市の協働による環境保全活動数に関しては、黒部川クリーン作戦や利根川河川敷清掃を実施し、目標を達成しています。

2 アンケート調査

本計画については、毎年、基本方針ごとの「具体的な取組」の実施状況や「環境指標等」の達成状況を点検・評価（CHECK）し、年次報告書を作成しています（第6章参照）。

また本見直しにあたっては、広く市民の意見やアイデアを反映するために、「アンケート調査」や「地域別環境懇談会」を実施しました。

（1）調査の概要

市民、事業所、市民団体、小中学生を対象にアンケート調査を実施しました。調査では、市の環境に対する関心や取組状況、環境行政への意見等を把握し、結果は今回の中間見直しの基礎資料とさせていただきました。

アンケート調査の概要

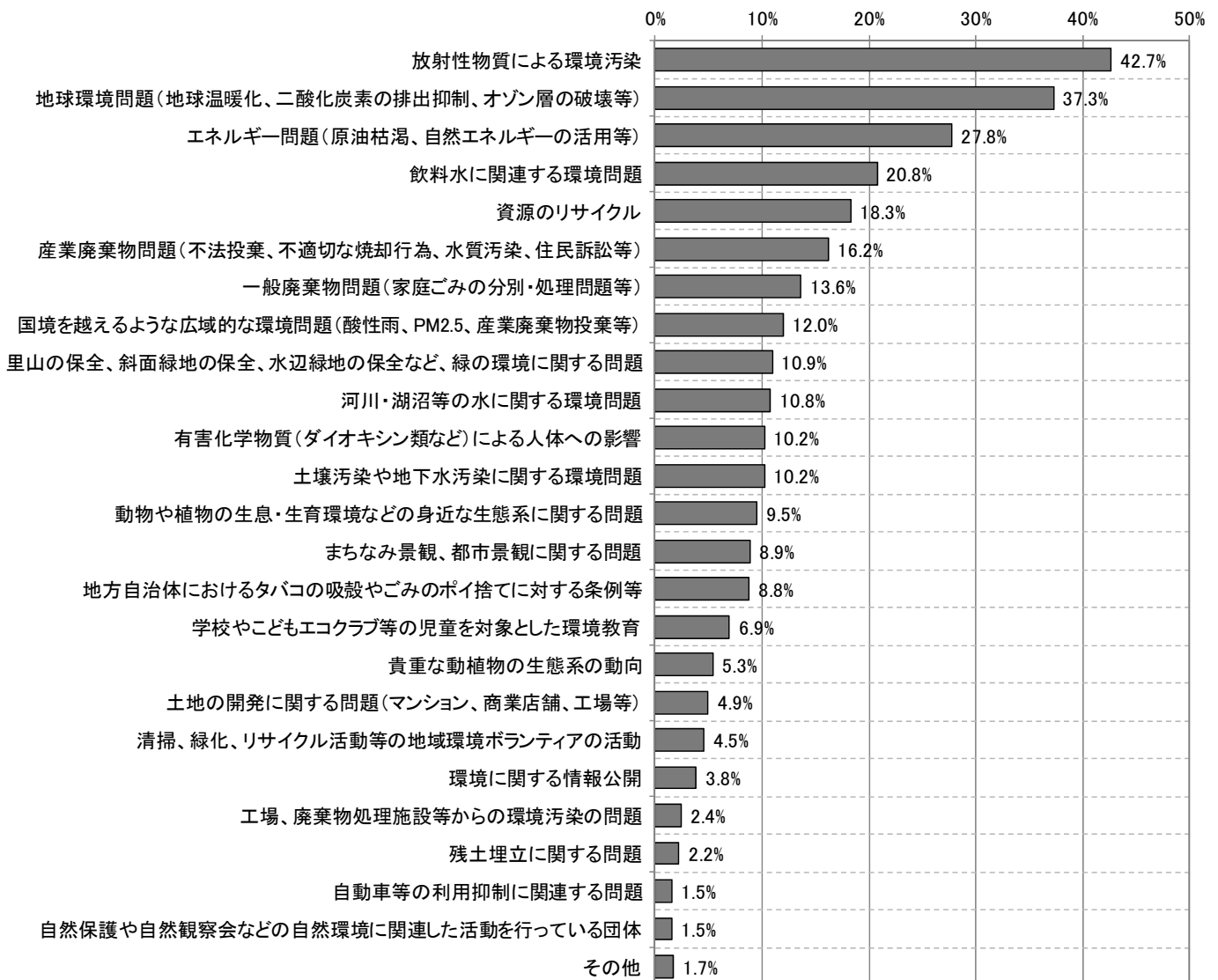
	市民	事業所	市民団体	小中学生
調査対象	19才以上	市内に事業所を有する者	環境団体、高齢者会、農地・水保全団体、住民自治協議会	市内の小学5年生、中学2年生
調査期間	平成25年7~8月	平成25年8月	平成25年8~9月	平成25年7月
配布数	2,500人	250事業所	100団体	1,331人
標本抽出方法	住民基本台帳からの無作為抽出	市内事業者を抽出	環境活動を実施している市民団体等から選定	全員
回答率	50.1%	64.0%	74.0%	97.9%

(2) アンケート調査の結果

【市民アンケートの結果】

◇◇関心が高かった環境問題◇◇

- 最も関心の高かった項目は「放射性物質による環境汚染」で、計画策定時には挙げられていなかった項目でした。
- 次いで「地球環境問題」「エネルギー問題」に関する関心が高くなっていました。
- 「資源のリサイクル」「産業廃棄物問題」「一般廃棄物問題」など、ごみの問題については、いずれも関心が高い傾向となっていました。

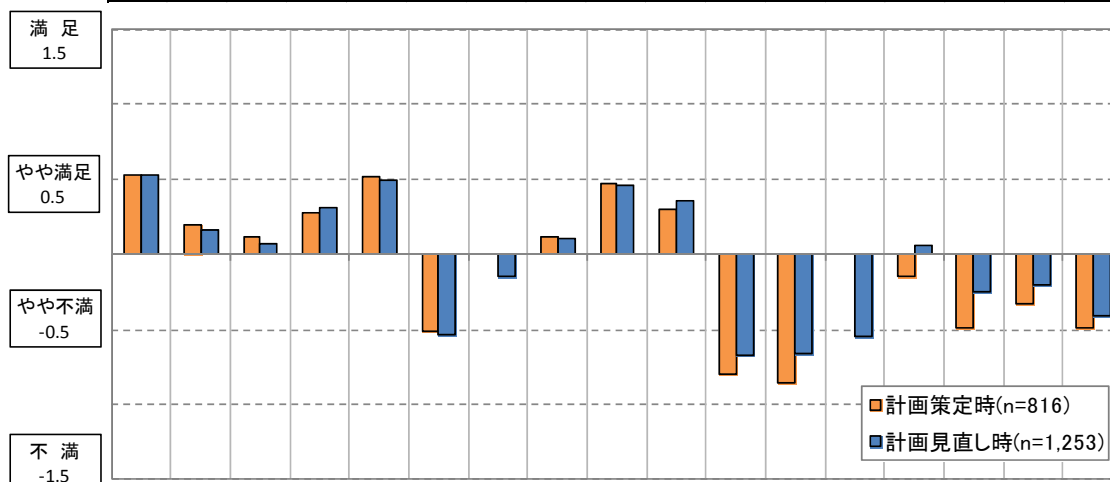


関心が高かった環境問題

◇◇市の環境の現状に関する満足度◇◇

- 自然環境に関しては、依然として満足している割合の方が多く、計画策定時と変化がありませんでした。
- 生活環境に関して、水環境に関する満足度が計画策定時から低いままとなっていました。
- 地域環境に関して、満足度は計画策定時と比べて改善されましたが、公共交通機関やポイ捨て等に関しては、不満と考えている割合の方が多いままでした。
- 地球環境、環境保全活動に関して、満足度は計画策定時と比べて改善されましたが、新エネルギーの導入、環境教育・学習、情報に関する満足度は不満と考えている割合の方が多いままでした。ごみに関しては、計画策定時には不満の割合の方が多くなっていましたが、今回のアンケートでは満足の割合の方が多くなりました。

自然環境				生活環境					地域環境				地球環境		環境保全活動	
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
1 自然（森や林等）の豊かさ	2 動物や植物の生息・生育の状況	3 身近に自然とふれあえる場	4 自然の景観	5 空気のきれいさ	6 川、水路などの水のきれいさ	7 地下水や湧き水の豊かさ	8 車の音などの騒音の少なさ	9 工場等からの公害の少なさ	10 まちなみや歴史的建造物の景観	11 バス、鉄道等の公共交通機関	12 たばこやごみのポイ捨て等の環境マナー	13 町なかの歩きやすさ	14 ごみの分別や資源のリサイクル等の状況	15 太陽光等の新エネルギー導入	16 環境教育・学習の開催状況	17 環境に関する情報の得やすさ



満足度：各設問の回答数に以下のポイントを掛け、その合計を回答数で割った値。

満足： 1.5ポイント やや満足： 0.5ポイント
 やや不満： -0.5ポイント 不満： -1.5ポイント

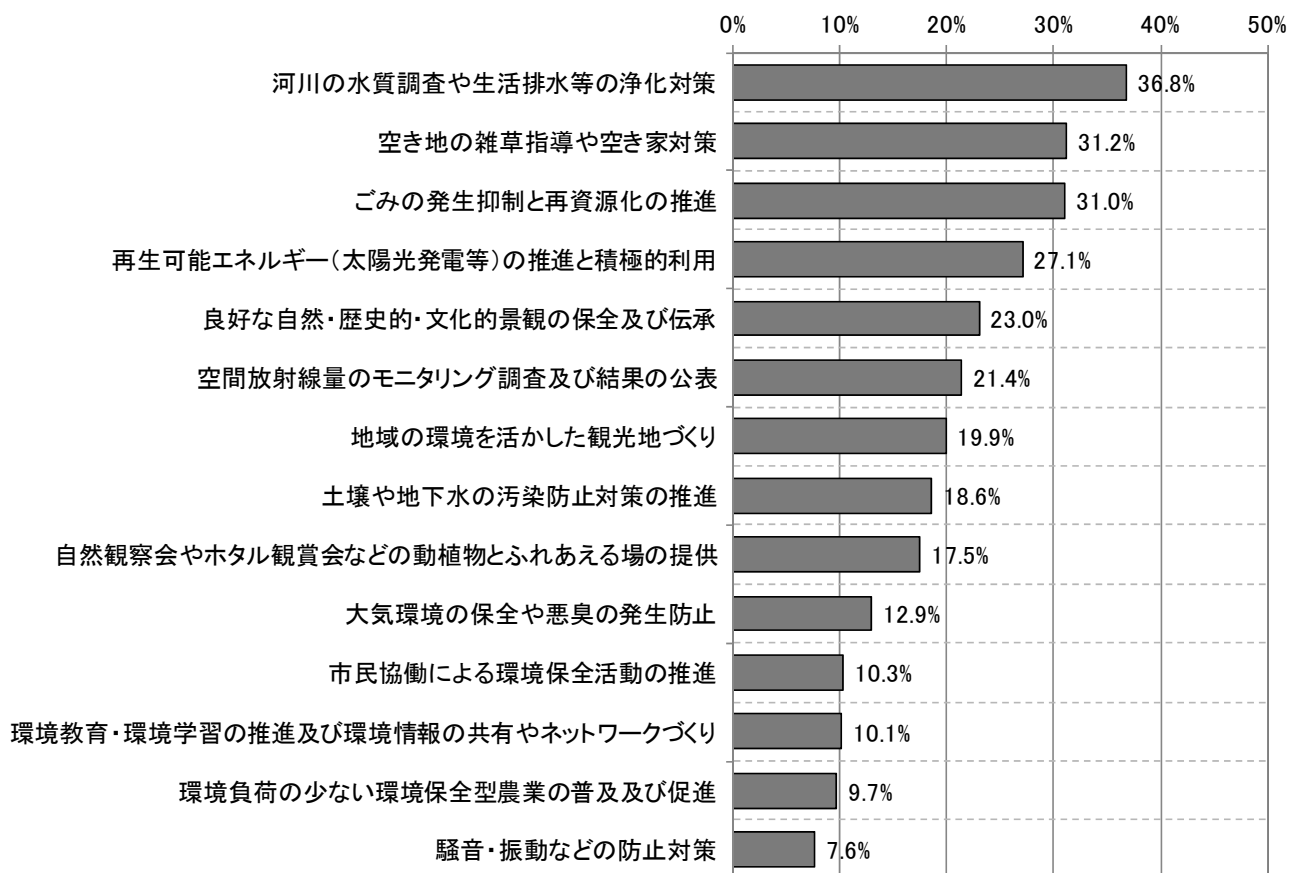
香取市の環境の現状についての満足度

(「計画策定時」(H19年)と「計画見直し時」(H25年)の比較)

◇◇重要と考える市の環境施策◇◇

○重要と考えている人が最も多かった項目は「河川の水質調査や生活排水等の浄化対策」で、水環境に関する満足度が低かったことと、関連していると考えられます。

○次いで重要と考えている人が多かった項目は、「空き地の雑草指導や空き家対策」(31.2%)、「ごみの発生抑制と再資源化の推進」(31.0%)となっていました。



重要と考える市の環境施策

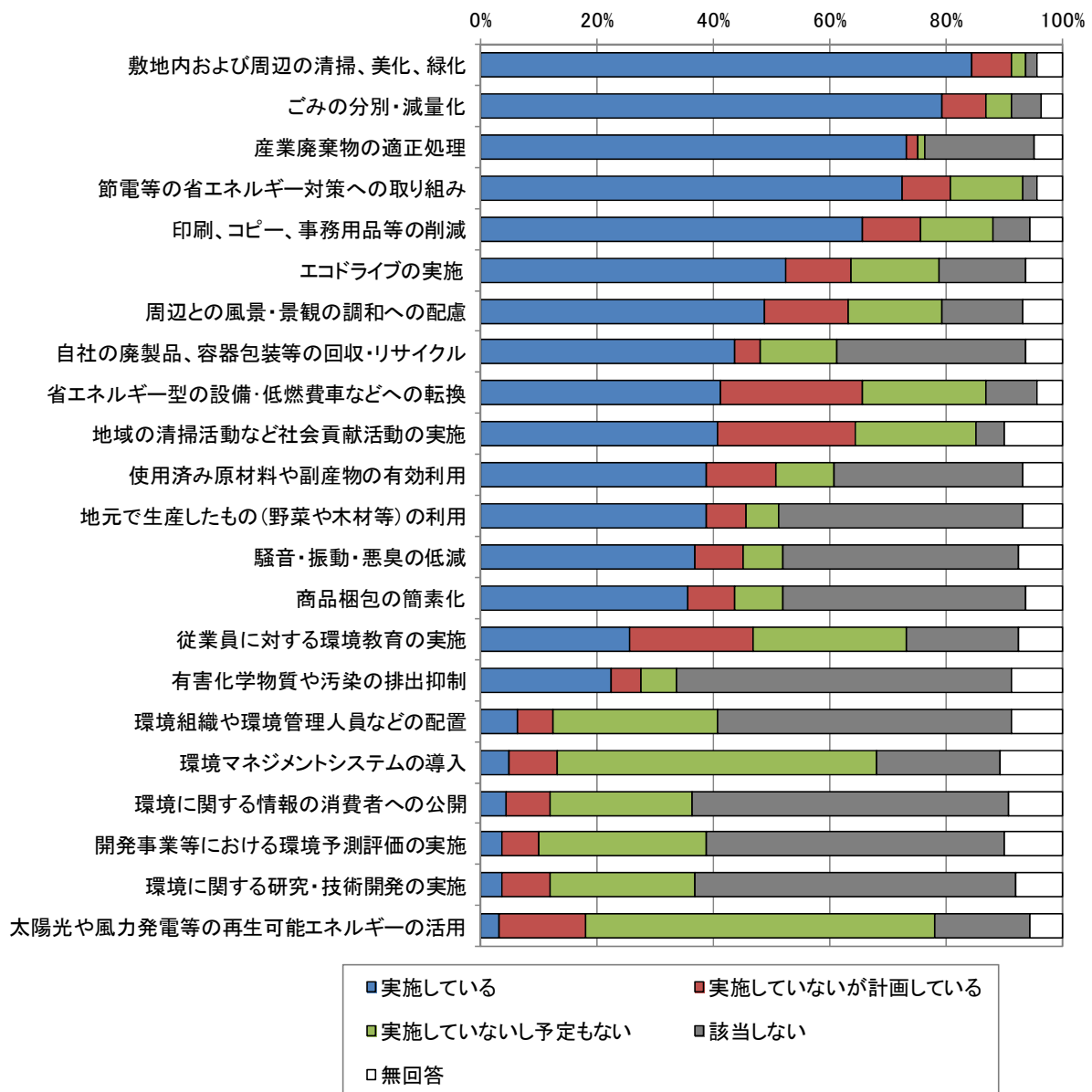
【事業所アンケートの結果】

◇◇環境保全や配慮に関する取組状況◇◇

○最も取り組まれている項目は「敷地内及び周辺の清掃、美化、緑化」で80%以上の事業所が実施していました。

○次いで多かった項目は「ごみの分別・減量化」「産業廃棄物の適正処理」でした。

○該当しない事業所を除くと、多くの項目で実施している割合が高いといえますが、「環境マネジメントシステムの導入」「太陽光や風力発電等の再生可能エネルギーの活用」の項目は、実施していないし予定もないと回答した事業所の割合が多い結果になりました。



環境保全や配慮に関する取組状況

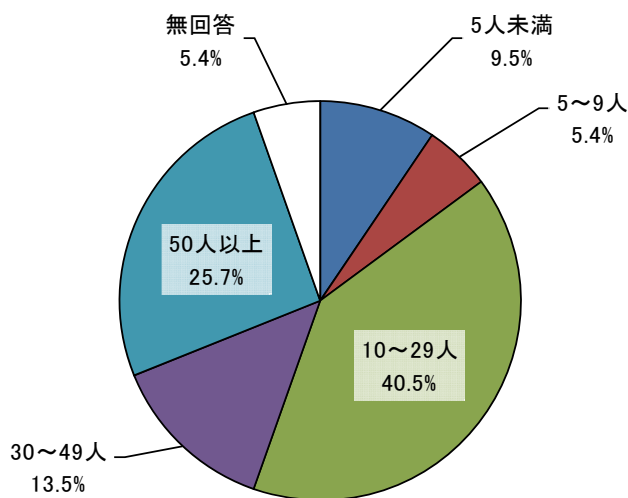
【市民団体アンケートの結果】

◇◇市民団体の活動内容◇◇

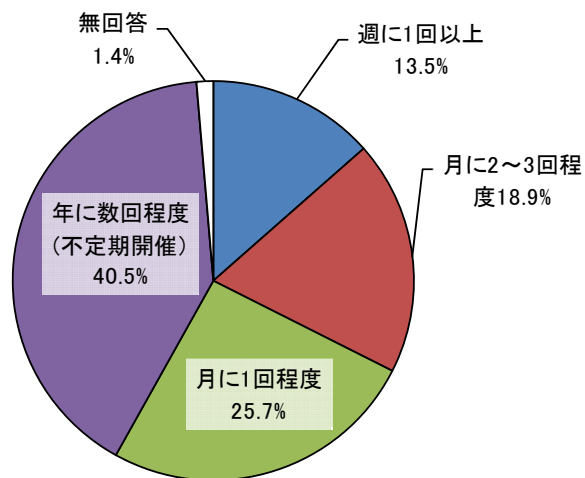
○回答した市民団体の活動規模は、10～29人が最も多く、次いで50人以上の順となっていました。

○活動頻度は、年に数回程度（不定期開催）が最も多く、次いで月に1回程度、月に2～3回程度の順となっていました。

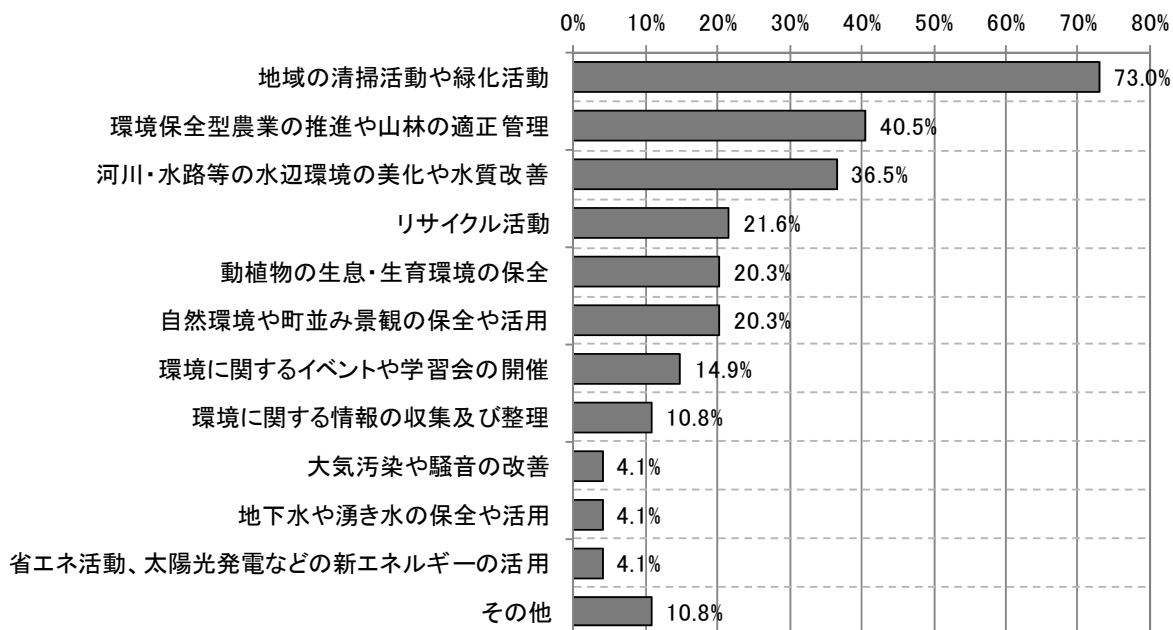
○取り組んでいる活動内容は、地域の清掃活動や緑化活動が最も多く、次いで環境保全型農業の推進や山林の適正管理、河川・水路等の水辺環境の美化や水質改善となっていました。



活動規模（活動人数）



活動頻度



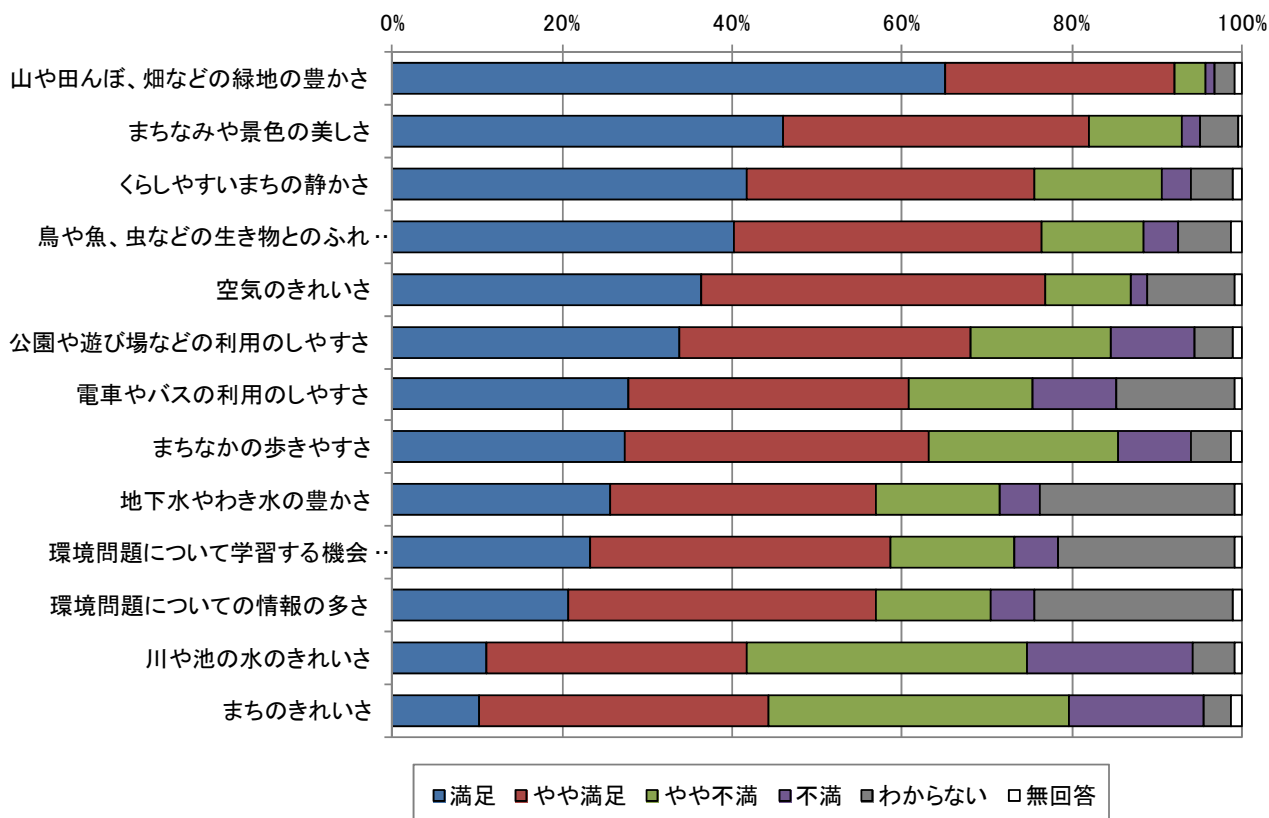
取り組んでいる活動内容

【小中学生アンケートの結果】

◇◇身のまわりの環境についての満足度◇◇

○身のまわりの環境についての満足度が最も高かったのは「山や田んぼ、畑などの緑地の豊かさ」(65.2%)であり、次いで「まちなみや景色の美しさ」(46.0%)、「くらしやすいまちの静かさ」(41.7%)でした。

○満足度が低かったのは、「まちのきれいさ」(10.2%)であり、「川や池の水のきれいさ」も同様に低い結果(11.0%)でした。



身のまわりの環境についての満足度

3 地域別環境懇談会

「地域で残したい環境」、「改善すべき環境」等について、地域ごとの特性を本計画に反映させるため、平成 25 年 9 月に地域別環境懇談会を開催しました。

地域別環境懇談会で出された意見は、「第 5 章 地域別環境づくりの方向性」の「将来に残したい環境」「改善すべき環境上の課題」「環境づくりの方向性」を作成する際の参考にさせていただきました。

地域別環境懇談会の実施概要

地域	佐原	小見川	山田	栗源
実施日	平成 25 年 9 月 19 日（木）	平成 25 年 9 月 18 日（水）	平成 25 年 9 月 17 日（火）	平成 25 年 9 月 17 日（火）
実施場所	香取市役所	小見川 市民センター	山田公民館	栗源支所
参加者数	64 人	54 人	41 人	22 人

地域別環境懇談会で出された主な意見（全般）

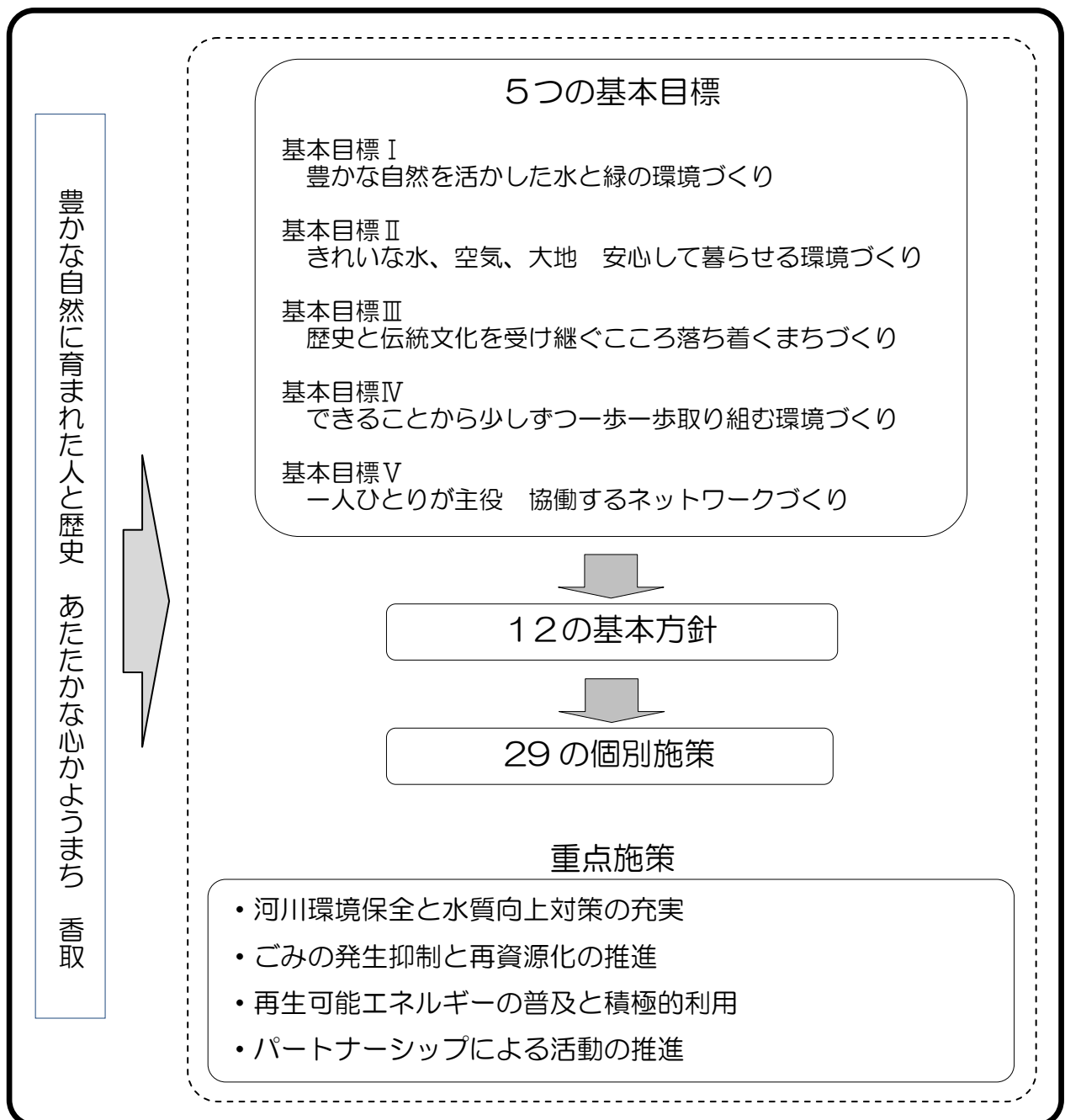
項目	市への要望・意見	
地域で残しておきたい自然	○ ホタルの生息場所 ○ 利根川のヨシ原	○ 清水川上流の大清水 ○ ベニコマチの栽培環境
改善したい環境	○ 公園などの整備 ○ 河川の水質汚濁 ○ 外来生物の問題	○ 不法投棄現場の改善 ○ 事業活動に伴う悪臭問題 ○ 鮭の遡上のための河川環境の整備
震災以降の環境や生活の変化について	○ 河川の生態系の変化 ○ 再生可能エネルギーの導入 ○ 放射性物質の問題 ○ 災害時の避難所の周知	
地域の活動の核となる人やグループについて	○ かとり市民環境ネットワーク ○ 小学校区単位とする住民自治協議会 ○ 各地域の NPO ボランティア団体や有志によるボランティア団体	
市民活動の要望	○ 環境に関する生涯教育の強化 ○ ボランティアの募集方法について、周辺自治体における実例等の情報提供 ○ 地域の枠を越えたボランティアの募集や活動紹介	
計画の推進	○ 環境懇談会を定期的を開催することによる問題解決	

第3章 環境施策と行動計画

1 環境施策の体系

本計画では、これまで掲げた5つの基本目標は踏襲しましたが、14の基本方針及び34の個別施策については、過去5年間の施策実績やアンケート調査結果などを参考に構成を精査し、具体的な取組を明確なものとするため、12の基本方針及び29の個別施策に再編しました。

この体系により、目標とする環境像「豊かな自然に育まれた人と歴史 あたたかな心かようまち 香取」の実現を目指します。



環境像

基本目標

基本方針

豊かな自然に育まれた人と歴史

あたたかな心かようまち 香取

I 豊かな自然を活かした水と緑の環境づくり

1 豊かな自然環境を守る

2 動植物の生息・生育環境を守る

II きれいな水、空気、大地 安心して暮らせる環境づくり

3 きれいな空気を守る

4 安全で豊かな水を守る

5 健全な土壌を維持する

6 静かで住みよいまちを守る

III 歴史と伝統文化を受け継ぐ ころろ落ち着くまちづくり

7 歴史的・文化的景観を守る

8 魅力ある生活空間を創る

IV できることから少しずつ 一歩一歩取り組む環境づくり

9 ごみのない清潔なまちを創る

10 地球温暖化防止対策を推進する

V 一人ひとりが主役 協働するネットワークづくり

11 環境について学び情報発信する体制を強化する

12 市民・事業者・市協働による環境保全を推進する

個別施策

1-1 里山の保全と活用
1-2 多面的な機能を持つ農地・森林の保全
1-3 水辺環境の保全と再生

2-1 動植物の生息・生育環境の調査・保護・保全
2-2 動植物の保護意識の向上
2-3 自然環境を保護する区域の維持管理

3-1 大気環境の保全
3-2 悪臭の発生防止

4-1 河川・水路の水質汚濁防止対策の推進
4-2 工場・事業所の排水対策の推進
4-3 生活排水対策の推進

5-1 土壌汚染防止対策の推進
5-2 地下水汚染防止対策の推進

6-1 工場・事業所の騒音・振動防止対策の推進
6-2 道路交通騒音・振動対策の推進
6-3 近隣騒音・航空機騒音対策の推進

7-1 良好な自然・歴史的・文化的景観の保全
7-2 歴史的・文化的景観資源の保存と伝承

8-1 魅力ある景観の創出
8-2 良好な生活空間の保全

9-1 3Rの推進
9-2 不法投棄の防止

10-1 地球環境に配慮した行動の実践
10-2 省エネルギー対策の推進
10-3 再生可能エネルギーの積極的利用

11-1 環境教育・環境学習の推進
11-2 環境情報の共有とネットワークづくり

12-1 市民協働による環境保全活動の推進
12-2 環境保全活動の場と人づくり

重点施策

河川環境保全と水質
向上対策の充実

ごみの発生抑制と再資
源化の推進

再生可能エネルギーの
普及と積極的利用

パートナーシップによる
活動の推進

2 計画の基本目標

目標とする環境像を実現するために、5つの基本目標で目指す内容は、以下のとおりです。

基本目標Ⅰ

豊かな自然を活かした水と緑の環境づくり

本市の自然は、水郷の風情が漂う利根川をはじめとする多くの河川や、穏やかな姿を見せる丘陵地の森林など、昔から人間の生活との関わりを持ちながら残されてきたものです。近年では、宅地開発等の人間の活動や里山の放棄など、人の生活と自然とのふれあいが徐々に薄れ、自然への働きかけが減少しているのが実態ですが、本市を特徴づける田園風景やホタルが舞う姿などは守られています。

今後は、里山や水辺の環境とそこに生息・生育する身近な動植物を守り、豊かな自然を活かした水と緑の環境づくりを目指していきます。

基本目標Ⅱ

きれいな水、空気、大地 安心して暮らせる環境づくり

本市の大気や水質、騒音などの環境問題は全体的には改善されてきていますが、河川水質や道路交通騒音などについては、目標とする環境に達していない地点もあります。

本市は河川の恵みを受けた田園が広がっており、河川・水路等の水質改善は重要な問題として、特に、日常生活や事業活動に伴う排水に対し、水質浄化に向けた対策を更に進めていくことが必要です。また、市内では地下水を生活用水として利用している地域もあり、水質の安全性や土壌の健全性の確保も重要です。

一方で、生活基盤となっている主要道路沿いの騒音対策も必要となっています。

私たちを取り巻く水や空気、大地などの環境を安全で快適なものにできるように、安心して暮らせる環境づくりを目指していきます。

基本目標Ⅲ

歴史と伝統文化を受け継ぐこころ落ち着くまちづくり

本市には、多くの歴史的・文化的な建造物や施設などが残されており、これらを取り巻く自然環境と調和して良好な景観を創出しています。これらは市民の貴重な財産であり、このような歴史的・文化的資源を保全し、後世へ伝承していくことが重要です。

現在でも、歴史的なつながりの中で、地域での祭りや活動を通じた地域コミュニティが機能しています。

私たちは、こうした本市の歴史と伝統文化を地域資源として活かし、後世に伝えるべく保全するとともに、地域特性を活かしたこころ落ち着くまちづくりを目指していきます。

小中学生アンケートより

今後「地域や市などの行事に参加する」ことに取り組みたいという意見が15%以上ありました。歴史や伝統文化を守り引き継ぐ主役として将来にわたる活躍が期待できます。

基本目標Ⅳ

できることから少しずつ一歩一歩取り組む環境づくり

限りある資源やエネルギーの有効利用は、地球温暖化の防止や持続的な発展が可能な社会を構築するためには重要な課題です。

本市のごみの総排出量は、最近では、減少傾向となっておりますが、市民の日常生活や事業活動に伴うごみの排出には、まだ改善する余地が残されており、更なるごみの減量化や資源化を図っていく必要があります。

また、電気やガスの利用などで発生する二酸化炭素等の温室効果ガスの排出が地球温暖化の要因となることを理解し、省エネルギーにつながる行動、再生可能エネルギーの利用などの取組を積極的に行うことも必要です。

私たちは、将来の世代に負担をかけないように、資源やエネルギーを有効利用すると同時に、地球温暖化の防止に向けて、できることから少しずつ一歩一歩取り組む環境づくりを進めていきます。

基本目標Ⅴ

一人ひとりが主役 協働するネットワークづくり

環境問題を解決し、環境をより良いものとするためには、市民（市民団体）、事業者、市がそれぞれの責務と役割を認識し、各主体が一体となって、連携・協働して取り組んでいくことが必要です。

そのためには、市が施策を推進するというだけでなく、市民、事業者も率先して自分たちの地域環境を守り、より良いものとするために実際に行動していくことが重要です。

市内では、自主的に環境保全活動に取り組む市民や市民団体などが増えてきており、住民自治協議会の設立により、事業の一環として、環境美化活動なども展開されるようになりました。

今後も、連携・協働した取組を進め、環境保全の環を広げて行くためのしくみづくりや拠点づくり、地域の環境保全の実践的な指導者となる人材の育成を図りながら、市民一人ひとりが主役になり、協働するネットワークづくりを進めていきます。

小中学生アンケートより

今後「家族や友達などと環境問題について話し合う」ことに取り組みたいという意見が約 25%ありました。身近な人々の経験や知恵を借りながら、環境問題に取り組む主役として将来にわたる活躍が期待できます。

3 環境施策と各主体別の具体的な取組

本計画は、市民、事業者、市がお互いに連携・協働し、自主的かつ積極的に取り組んでいくことにより実効性のあるものを目指します。

ここでは、検証結果やアンケート調査結果などを参考に精査し再編した12の基本方針を実現するため、市民、事業者、市が一体となってそれぞれの立場で行動を実践していくための具体的な取組を個別施策ごとに示します。

基本目標 I 豊かな自然を活かした水と緑の環境づくり

基本方針 1 : 豊かな自然環境を守る

- 1-1 里山の保全と活用
- 1-2 多面的な機能を持つ農地・森林の保全
- 1-3 水辺環境の保全と再生

本市には、里山や農地、河川などの自然環境が多く残っており、こうした自然環境は水源かん養の機能、二酸化炭素を吸収する機能、生態系を維持する機能の他、良好な田園景観の形成、レクリエーションの場の提供など、様々な役割を果たしています。

このように多面的な機能を持った自然環境を次世代へ引き継いでいくために里山については、間伐などの維持管理に関する取組、農地については、環境へ配慮した環境保全型農業の推進、河川については、自然観察会や美化活動等で水辺と触れ合う機会の創出が重要となっています。

市民アンケートにおいても、豊かな自然を守るための課題として、「農林業の後継者が不足している」「土地所有者の保全意識が低下している」という回答が多くあり、対策が必要となっています。

これらのことから、「豊かな自然環境を守る」ためには、次の課題があげられます。

- ① 里山の適切な管理が必要です。
- ② 農林業従事者の高齢化や後継者が不足しています。
- ③ 農地や里山の土地所有者の保全意識が低下しています。
- ④ 親しみやすい河川環境の整備と適正管理が必要です。

環境指標等※

環境指標名（上段）・説明（下段）	H19 年度実績値	H24 年度実績値	H30 年度目標値
○里山活動団体の人数（新） —	—	239 人	290 人
○環境保全型農業直接支援の対象面積（新） 有機農業の面積及び化学肥料・化学合成農薬を5割低減し、カバークロップ※1又は堆肥を施用した面積	—	3,661a	5,000 a
○耕作放棄地面積（新） 農業活動における耕作放棄された面積	—	508ha	480ha

※ 取組の達成度を知るための「ものさし」（H19年度及びH24年度実績値、H30年度目標値）を示します。

※1 カバークロップ：作物を作らない期間に土壌侵食の防止を目的に作付けされるイネ科やマメ科などの植物。

◇◇具体的な取組◇◇

1-1 里山の保全と活用

市の取組
○市民へ里山に対する意識啓発をし、里山での活動を支援します。

市民・事業者の取組
○里山の保全・維持管理活動に参加・協力します。 ○里山を有効利用したイベントに参加・協力します。 ○里山の所有者（管理者）は、適切に維持管理をします。 ○事業活動を行う際は、里山などの自然環境に配慮します。

1-2 多面的な機能を持つ農地・森林の保全

市の取組
○活力ある農業や林業の活性化を目指し、後継者の育成・確保を行います。 ○耕作放棄地の再生・活用に向けた情報提供を行います。 ○環境負荷の少ない環境保全型農業を支援します。 ○安全で安心な地元農産物の広報宣伝活動を行い、地産・地消を促進します。 ○森林の維持に向けて、森林組合の活動（間伐、下草刈り）を支援します。（追加）

市民・事業者の取組
○耕作放棄地について、必要に応じ市等と相談し、有効利用に努めます。 ○環境負荷の少ない環境保全型農業を進めます。 ○地元農産物について積極的に販売・購入をします。 ○減農薬栽培や有機栽培などの野菜・果物などを積極的に購入します。

1-3 水辺環境の保全と再生

市の取組
○水辺や河川愛護意識の普及啓発を行います。 ○公共事業を実施する際は、自然環境の回復・整備を促進します。 ○市内に存在する湧水について情報収集し、湧水に関する意識啓発を行います。 ○河川や水路などの美化活動を市民、事業者と連携・協働して行います。（追加）

市民・事業者の取組
○自然観察会などのイベント参加等により水辺に親しみ、利用する際にはごみ等を持ち帰り、水辺や河川等を汚さないようにします。 ○湧水についての情報を市へ提供します。 ○河川や水路の清掃や草刈りなど、水辺の美化活動に参加します。

基本方針 2 : 動植物の生息・生育環境を守る

- 2-1 動植物の生息・生育環境の調査・保護・保全
- 2-2 動植物の保護意識の向上
- 2-3 自然環境を保護する区域の維持管理

現在、市では、地元ボランティアと協働で自然観察会やホタル観賞会を開催し、地域の動植物の調査や動植物の保護意識の向上を図っています。

動植物が生息・生育しやすい環境を守ることは、自然から様々な恩恵を受けている私たちの営みを守ることでもあります。私たちの将来の世代のためにも、地域特性に配慮した生息・生育環境の保全が必要です。

市民アンケートにおいては、「身近な動植物の生息・生育が分からない」と回答した人が50.4%、「周囲に興味をもっている人や取り組んでいる人がいない」が30.4%いました。

また、「動物や植物の生息・生育の状況」や「身近に自然とふれあえる場」の満足度が策定当初より低くなっており、動植物とふれあえる機会が減少していることがわかります。

これらのことから、「動植物の生息・生育環境を守る」ためには、次の課題があげられます。

- ① 市民団体と協働での市民参加型自然観察会を身近にすることが必要です。
- ② 里山などに生息する動植物の情報の共有が必要でです。
- ③ 市民・事業者からの動植物の生息・生育に関する情報が必要です。

環境指標等※

環境指標名（上段）・説明（下段）	H19 年度実績値	H24 年度実績値	H30 年度目標値
○ホタルの生息地確認箇所数 市内のホタルの生息が確認できた箇所数	21 箇所	30 箇所	35 箇所
○自然観察会などのイベント開催数 市民団体と協働での自然観察会の開催数	未実施	3 回/年	3 回/年以上
○鳥獣保護区面積 鳥獣の保護を図るため、狩猟不可の地域に指定されている面積	1,746ha	1,746ha	2,100ha

※ 取組の達成度を知るための「ものさし」（H19年度及びH24年度実績値、H30年度目標値）を示します。

◇◇具体的な取組◇◇

2-1 動植物の生息・生育環境の調査・保護・保全

市の取組

- 市民や学識経験者と連携をとりながら、身近な動植物や貴重な動植物の生息・生育状況の情報を収集し、市民等へ情報提供をします。
- 市民団体等と協働での自然観察会・自然体験学習会・イベントなどの開催や、保全団体の活動紹介をします。(追加)
- 外来種による生態系への影響について、市民・事業者へ周知し、駆除等の必要な対策を行います。

市民・事業者の取組

- 動植物の生息・生育調査に協力します。
- 自然観察会や自然体験学習会などのイベントに参加・協力します。
- 植物、魚や昆虫などの外来生物種を、他の地域から移動させないようにします。
- 事業活動を行う際は、生き物の生育・生息環境に配慮します。

2-2 動植物の保護意識の向上

市の取組

- 市民・事業者に野生動植物の保護について、意識啓発をします。
- 法律に沿ったペットや動物などの適正な取り扱いについて啓発をします。

市民・事業者の取組

- 自然観察会や自然体験学習会などに参加して、市内に生息・生育する動植物の保全方法を理解します。
- ペットなどは責任をもって飼育します。
- 動植物の生息・生育環境(場所や時期等)に配慮した事業活動を実施します。

2-3 自然環境を保護する区域の維持管理

市の取組

- 鳥獣保護区などの設定区域や区域内における制限について情報提供に努めます。

市民・事業者の取組

- 鳥獣保護区などを正しく理解します。

基本方針 3 : きれいな空気を守る

3-1 大気環境の保全

3-2 悪臭の発生防止

長年観測を続けている大気汚染物質（二酸化窒素や二酸化硫黄等）の濃度は改善してきていますが、昨今では微小粒子状物質（PM2.5）への関心や、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を起因とする福島第一原子力発電所からの放射能漏れ事故によって放射性物質に対する関心が高まっています。

市では、微小粒子状物質（PM2.5）については羽根川測定局の数値を監視し、高い数値が確認された際には、防災無線等により注意喚起を行っています。放射線量については、大気中の放射線測定を市内4地点で週1回実施し、その他、市役所駐車場において、閉庁日を除く毎日大気中の放射線量の測定を行い、年1回の市内90地点での大気中の放射線量の測定と車載型放射線測定器での市内道路上の測定を実施しています。

これまでの各測定結果では、平成23年12月に放射性物質汚染対策特別措置法に定めた除染地域指定の数値（ $0.23 \mu\text{Sv/h}$ ）を超過する値は、確認されていません。

市民アンケートにおいても課題として指摘した人が多く、身近な問題である野外焼却行為については、最近では減少傾向にあるものの、依然として苦情が後を絶ちません。

また、悪臭については毎年苦情が発生しており、典型7公害のうち最も多い苦情となっております。

市民アンケートで一番関心の高かった事項は「放射性物質による環境汚染」でした。さらに、重要と考える市の環境施策でも「空間放射線量のモニタリング調査及び結果の公表」が比較的高い割合にありました。その他、野外焼却行為が多いという意見もあげられています。

これらのことから、「きれいな空気を守る」ためには、次の課題があげられます。

- ① 大気中の放射線量測定の実施と結果の公表の継続が必要です。
- ② 微小粒子状物質（PM2.5）や光化学オキシダントが高濃度で観測された際には、迅速な情報伝達が必要です。
- ③ 野外焼却行為に対するパトロールや指導の強化が必要です。
- ④ 市民や事業者の悪臭に関する配慮意識を高める必要があります。

環境指標等*

環境指標名（上段）・説明（下段）	H19 年度実績値	H24 年度実績値	H30 年度目標値
○微小粒子状物質（PM2.5）の環境基準達成率（新） 1年平均値 $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下 かつ1日平均値 $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること	0%	0%	100%
○一般環境浮遊粒子状物質濃度環境基準達成率 1時間値の1日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること	50%	50%	100%
○野外焼却等の指導件数 一般・事業系の野外焼却行為に対する指導件数	38 件	36 件	25 件

※ 取組の達成度を知るための「ものさし」（H19年度及びH24年度実績値、H30年度目標値）を示します。

◇◇具体的な取組◇◇

3-1 大気環境の保全

市の取組
○工場や事業所などからの排出ガス抑制に関する啓発や指導を行います。 ○大気環境の常時監視を実施し、微小粒子状物質（PM2.5）等について市民への情報提供を行います。 ○公共交通機関の利用を促進します。 ○公用車は、ハイブリッド車や電気自動車の導入を率先して行います。 ○大気中の空間放射線量の測定を定期的実施し、結果を公表します。（追加）
市民・事業者の取組
○法律や条例に基づく届け出を行い、大気汚染物質の排出基準を遵守します。 ○外出時には、自転車や公共交通機関を利用し、自動車の使用を控えます。

3-2 悪臭の発生防止

市の取組
○市民・事業者へ身近な悪臭に関する意識啓発を行います。 ○悪臭防止法・市環境保全条例に基づき、事業者への指導等を行います。 ○野外焼却行為のパトロールを強化します。
市民・事業者の取組
○悪臭の発生や拡散を防ぐようにします。 ○事業活動に伴い発生する悪臭については、周辺地域に影響を及ぼさないよう努めます。 ○悪臭に関する規制基準を遵守します。

基本方針 4 : 安全で豊かな水を守る

4-1 河川・水路の水質汚濁防止対策の推進

4-2 工場・事業所の排水対策の推進

4-3 生活排水対策の推進

本市を流れている河川の水質は、下水道・農業集落排水施設の利用や合併処理浄化槽の普及などで、徐々に改善されつつあります。

しかし、河川の水質汚濁の代表的な指標である生物化学的酸素要求量（BOD）を見ると、環境基準を達成していない河川も見受けられます。河川の水質汚濁の主な原因としては、生活排水が中心であり、その他に工場・事業所からの排水も挙げられます。

これからも、水質改善に向けた取組を進めていくと同時に、市民一人ひとりが日常生活の中で水を汚さないよう、環境に配慮した行動をとることが求められます。

市民アンケートにおいて、「川、水路などの水のきれいさ」に関する満足度は、計画策定時よりも下がっています。

これらのことから、「安全で豊かな水を守る」ためには、次の課題があげられます。

- ① 下水道・農業集落排水施設の利用を進めることが必要です。
- ② 合併処理浄化槽の普及が必要で。
- ③ 水質浄化に対する意識を高める必要があります。

環境指標等※

環境指標名（上段）・説明（下段）	H19 年度実績値	H24 年度実績値	H30 年度目標値
○生物化学的酸素要求量(BOD)の環境基準達成率 河川の汚濁指標となる代表的な基準の達成状況	46%	56.3%	65%
○生活排水処理人口普及率 下水道、農業集落排水や浄化槽等も含めた生活排水処理施設で処理可能な人口普及率	51.9%	53.4%	60%
○合併処理浄化槽設置補助金交付基数（新） 合併処理浄化槽設置にかかる補助金交付基数	2,660 基	3,020 基	3,450 基

※ 取組の達成度を知るための「ものさし」（H19年度及びH24年度実績値、H30年度目標値）を示します。

◇◇具体的な取組◇◇

4-1 河川・水路の水質汚濁防止対策の推進

市の取組
○市内河川の水質検査を定期的に行い、検査結果を市民・事業者へ周知します。 ○国・県や周辺自治体と連携して、公共用水域などの水質汚濁の監視・被害防止対策を進めます。
市民・事業者の取組
○河川や水路等において水の汚れ等が気になる場合は、市に連絡します。(追加) ○市と連携して、公共用水域などの水質汚濁の監視・防止に協力します。

4-2 工場・事業所の排水対策の推進

市の取組
○工場や事業所からの排水に対する立入検査や指導を行います。 ○工場や事業所からの有害化学物質などによる汚染の監視・指導を行います。
市民・事業者の取組
○工場や事業所などからの排水で汚れや臭い等が気になる場合は、該当する工場・事業所を市に連絡します。 ○法律や条例に基づく届出を行い、排水基準を遵守します。 ○有害化学物質は適正に管理・使用・処理します。 ○工場や事業所からの排水の水質検査を行い、結果について公表します。

4-3 生活排水対策の推進

市の取組
○生活排水が環境へ及ぼす影響について情報提供や普及啓発を行います。 ○下水道整備区域では、下水道への接続を促進します。 ○下水道及び農業集落排水整備計画区域外では、市民が行う合併処理浄化槽の設置を支援し、普及促進を図ります。
市民・事業者の取組
○生活排水による河川・水路等への影響について理解を深め、水域を汚さないようにします。 ○下水道や農業集落排水整備区域では、処理施設へ接続します。 ○下水道や農業集落排水整備区域外では、単独処理浄化槽やくみ取りから合併処理浄化槽への転換に努めます。 ○事業所については、必要に応じて油分等の除去施設を設置します。

基本方針 5 : 健全な土壌を維持する

5-1 土壌汚染防止対策の推進

5-2 地下水汚染防止対策の推進

健全な土壌を維持することは、生態系の保全や地下水の汚染防止につながり、生活環境を保全するために大変重要です。

本市では、「香取市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」（通称残土条例）に基づき、必要な規制を行い、市内における土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害発生の未然防止を図っています。

また、本市は豊富な地下水に恵まれ、昔から様々な用途に利用していますが、一部の地域で基準を超える硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が検出されるほか、一部の事業所周辺から基準を超えるトリクロロエチレン等が検出される事例が確認されています。現在、その対策として、地下水の継続的な監視、汚染確認地域での除去対策などを行っています。

しかし、アンケート調査においては、関心のある環境問題として「土壌汚染や地下水汚染に関する環境問題」を挙げた人が10.2%、「残土埋立てに関する問題」については2.2%と市民の関心については低くなっていました。

これらのことから、「健全な土壌を維持する」ためには、次の課題があげられます。

- ① 土壌汚染や地下水汚染の防止対策を強化する必要があります。
- ② 地下水が汚染された地域の継続的な監視及び対策が必要です。

環境指標等※

環境指標名（上段）・説明（下段）	H19 年度実績値	H24 年度実績値	H30 年度目標値
○地下水調査環境基準達成率			
上水道の整備されていない地域について、井戸水の水質検査を実施し、基準値以下の割合	88%	86.8%	100%

※ 取組の達成度を知るための「ものさし」（H19年度及びH24年度実績値、H30年度目標値）を示します。

◇◇具体的な取組◇◇

5-1 土壌汚染防止対策の推進

市の取組
○土砂等の埋立て事業の適正実施を徹底指導し、監視体制を強化します。 ○肥料などの適正使用や家畜排せつ物の適正処理を推進します。
市民・事業者の取組
○土地所有者としての責任を認識し、安易な土地の提供は行いません。 ○土砂等の埋立て事業を実施する際は、条例などを遵守します。 ○有害化学物質などは適正に管理・使用・処理し、土壌汚染を防止します。 ○堆肥の有効利用などを行い、農薬や化学肥料の使用を減らします。

5-2 地下水汚染防止対策の推進

市の取組
○工場や事業所からの有害化学物質などによる地下水汚染の監視・指導を行います。 ○地下水の適切な利用（揚水量や飲用の可不可）と維持管理について、指導・啓発を行います。 ○地下水汚染対策を推進するため、水質分析などの調査を行います。（追加）
市民・事業者の取組
○有害化学物質は適正に管理・使用・処理し、万一の漏えい時対応体制を整備します。 ○地下水を適正に利用し、維持管理を行います。 ○肥料や家畜排せつ物などは適正に管理・使用・処理し、地下水汚染を防止します。 ○地下水や湧水の環境に果たす役割について理解を深めます。

基本方針 6：静かで住みよいまちを守る

- 6-1 工場・事業所の騒音・振動防止対策の推進
- 6-2 道路交通騒音・振動対策の推進
- 6-3 近隣騒音・航空機騒音対策の推進

本市には静穏な地域が多く存在していますが、成田国際空港と鹿島臨海工業地帯を結ぶ経路の中間に位置しており、中継地として、市内の幹線道路である国道や県道などでは、一日を通じて交通量が多くなっています。

そのため、夜間でもトラックやダンプカーなどの物流関係の車両が断続的に走行し、深夜でも高い騒音レベルを示す道路があり、市民アンケートの「車の音などの騒音の少なさ」の満足度については改善に至っていません。

また、市西部地域は、成田空港に近い航空機騒音に対する市民の関心が高いことから、市では、成田国際空港株式会社へ騒音測定や飛行コースの遵守等の要請を行っています。

事業に伴う大型機械の使用や建設現場などの騒音苦情、ペットの鳴き声など生活に関する騒音苦情についても、依然として多く発生しており、適正な対応が必要となっています。

これらのことから、「静かで住みよいまちを守る」ためには、次の課題があげられます。

- ① 道路交通騒音について、計画的な測定や監視が必要です。
- ② 深夜の生活音等の近隣騒音について、知識と配慮が必要です。

環境指標等※

環境指標名（上段）・説明（下段）	H19 年度実績値	H24 年度実績値	H30 年度目標値
○騒音・振動の苦情対応件数 —	6 件/年	6 件/年	5 件/年
○自動車騒音に係る環境基準達成率（新） 幹線道路における自動車騒音の状況を用途地域ごとに面的に評価した環境基準達成率	—	76.4%	100%

※ 取組の達成度を知るための「ものさし」（H19年度及びH24年度実績値、H30年度目標値）を示します。

※ 面的評価とは、幹線道路に面した地域（道路端から 50 メートルの範囲）において、個々の建物ごとの騒音レベルを推計し、環境基準を超過する住居等の戸数の割合を算出する道路交通騒音の評価方法。

◇◇具体的な取組◇◇

6-1 工場・事業所の騒音・振動防止対策の推進

市の取組
○工場や事業所などからの騒音や振動の調査、事業所への立入検査を実施します。 ○騒音規制法や振動規制法に基づき、指定地域内における工場や事業所への監視・指導を強化します。 ○公共工事では騒音・振動による周辺環境への影響を低減するよう配慮します。 ○飲食店などの深夜営業、拡声器の使用による騒音防止を指導します。
市民・事業者の取組
○騒音・振動の調査に協力します。 ○事業活動から発生する騒音や振動は、規制基準を遵守します。 ○建設工事では、低騒音・低振動型の機械の使用や遮音壁などの防音対策をします。

6-2 道路交通騒音・振動対策の推進

市の取組
○騒音、振動などの監視測定を計画的に実施します。 ○騒音規制法第18条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に努めます。(追加) ○道路の適正な維持管理をします。
市民・事業者の取組
○市が実施する騒音・振動調査に協力します。 ○車両を適正に整備します。 ○積載量や走行速度に関する規制を遵守します。

6-3 近隣騒音・航空機騒音対策の推進

市の取組
○近隣騒音の防止について指導・啓発を行います。 ○航空機騒音等について、関係機関の協力による測定を行い、必要に応じて改善要請をします。
市民・事業者の取組
○近隣に迷惑な生活音が発生しないようにします。 ○夜間のエンジン音などの騒音を極力発生させないように注意します。

基本方針 7 : 歴史的・文化的景観を守る

7-1 良好な自然・歴史的・文化的景観の保全

7-2 歴史的・文化的景観資源の保存と伝承

市内には、下総国の一宮である香取神宮や、重要伝統的建造物群保存地区に選定された小野川と香取街道沿いの町並み、国指定史跡の阿玉台貝塚や良文貝塚、国指定天然記念物の府馬の大クスなど、数多くの歴史的・文化的景観資源が点在しており、それらを通して、恵み豊かな自然の中で営まれた私たちの先人の生活をうかがい知ることは、市民の郷土意識を高め、より良い環境を次世代へと託していくことにもつながります。

国選定の重要伝統的建造物群保存地区は、市のシンボルとして今後も観光振興の核となる地区であり、東日本大震災により被災した歴史的建造物の修復工事が必要となっています。

環境指標等※

環境指標名（上段）・説明（下段）	H19 年度実績値	H24 年度実績値	H30 年度目標値
○巨樹・巨木の調査回数（新） 市内に生育する巨樹や巨木の調査の実施回数	未実施	未実施	5年間で1回

※ 取組の達成度を知るための「ものさし」（H19年度及びH24年度実績値、H30年度目標値）を示します。

◇◇具体的な取組◇◇

7-1 良好な自然・歴史的・文化的景観の保全

市の取組

- 水郷筑波国定公園や県立大利根自然公園などの美しい自然環境を保全します。
- 伝統的建造物群保存地区等の歴史的・文化的景観資源の保護に関する意識啓発を行い、補修等により適切に保全します。
- エコツーリズムを進めるための拠点づくりを行います。

市民・事業者の取組

- 地域の自然景観や歴史的・文化的景観の保全事業・活動に協力します。
- 地域の歴史的・文化的景観への理解を深め、その保存と伝承活動に協力します。
- 開発行為を実施する際は、地域の自然景観や歴史的景観の保全に配慮します。

7-2 歴史的・文化的景観資源の保存と伝承

市の取組

- 文化財について調査を実施し、保存・修復に努めます。
- 地域の巨樹、巨木の調査を行います。

市民・事業者の取組

- 土地の形質変更や事業の実施にあたっては、文化財の保護を行います。
- 地域の巨樹、巨木の調査に協力します。

基本方針 8 : 魅力ある生活空間を創る

8-1 魅力ある景観の創出

8-2 良好な生活空間の保全

本市は歴史的な町並み景観や緑豊かな田園景観、四季が感じられる豊かな自然景観が一体となり、自然と調和した良好な生活空間を創りだしています。

市民アンケートにおいては、「町並みや歴史的建造物の景観」についての満足度が計画策定時より高くなっています。

しかし、近年では人口の減少により空き家や空き地が目立つようになってきており、良好な生活空間をつくるための課題として、「空き家・廃屋が、良好な景観を阻害している」という意見が多くみられました。

これらのことから、「魅力ある生活空間を創る」ためには、次の課題があげられます。

- ① 空き地の雑草や枝木を適切に管理する必要があります。
- ② 老朽危険家屋について、適切な対応が必要です。

環境指標等*

環境指標名（上段）・説明（下段）	H19 年度実績値	H24 年度実績値	H30 年度目標値
○雑草苦情による指導後の除去執行率（新） 家屋に隣接する空き地の雑草苦情に対する所有者への指導後の除去執行率	—	82.16%	90%

※ 取組の達成度を知るための「ものさし」（H19年度及びH24年度実績値、H30年度目標値）を示します。

◇◇具体的な取組◇◇

8-1 魅力ある景観の創出

市の取組
○市が事業を実施する際は、周辺の自然や都市景観に配慮します。 ○河川沿いや公園において、並木の整備や維持を行います。(追加) ○老朽危険家屋について、所有者等へ適切な管理の改善を依頼します。(追加) ○無秩序な開発を防止するため、必要な指導を行います。
市民・事業者の取組
○家屋の新築、改築などを実施する際は、周辺の自然や都市景観に配慮します。 ○敷地内や敷地境界を緑化し、魅力ある景観の創出に協力します。 ○街路樹等の維持・管理事業に協力します。(追加) ○施設整備や屋外広告物の設置に際しては、周辺景観との調和に配慮します。

8-2 良好な生活空間の保全

市の取組
○市民・事業者が行う公共の場所の清掃や美化活動を支援します。(追加) ○各家庭で植栽する樹木や空地の雑草等が道路や隣地に影響が出ないように意識啓発や指導を行います。 ○道路沿いの雑草に対して、適切な管理や指導を行います。(追加)
市民・事業者の取組
○公共の場所の清掃や花植え等に参加・協力します。 ○各家庭で植栽する樹木などが歩行者等の通行や近隣の迷惑にならないよう、適切に管理します。 ○多くの人々が利用する施設をデザインする際は、周辺住民の日常生活に支障が出ないように配慮します。

基本方針 9 : ごみのない清潔なまちを創る

9-1 3R¹の推進

9-2 不法投棄の防止

ごみのない清潔なまちを創るために、ごみの発生抑制（Reduce）・再利用（Reuse）・再資源化（Recycle）への取組が重要となっています。

市では、ごみの排出抑制を図りながら再利用・再資源化を進める資源循環型社会の構築に取り組んでおり、市民アンケートにおいて、「ごみの分別や資源のリサイクル等の状況」の満足度について、やや不満からやや満足の評価に改善しました。一方で「資源物の集団回収などのリサイクル活動の機会が少ない」という意見が32.6%と多く、再資源化については更なる取組が必要となっています。

また、依然としてごみの排出ルールが守られていないごみステーション、道路などへのポイ捨て、不法投棄などが見受けられるため、不法投棄監視パトロールなどの強化が必要です。

これらのことから、「ごみのない清潔なまちを創る」ためには、次の課題があげられます。

- ① 資源物回収活動を増やす必要があります。
- ② ごみの再資源化を、更に進める必要があります。
- ③ ポイ捨てや不法投棄が継続的に見られます。

環境指標等※

環境指標名（上段）・説明（下段）	H19 年度実績値	H24 年度実績値	H30 年度目標値
○市民1人1日当たりのごみ排出量 ----- ごみの総量/人口/年間日数	1,137 g/人・日	1,003 g/人・日	950 g/人・日
○ごみのリサイクル率 ----- (資源化量+集団回収量)/ごみの総量	14.8%	15.2%	18.0%
○集団回収による資源ごみ回収量（新） ----- 小中学校・地域等での資源物回収量	1,343t	1,334t	1,500t
○ごみの不法投棄指導件数 ----- 不法投棄原因者への指導件数	29件	17件	10件

※ 取組の達成度を知るための「ものさし」（H19年度及びH24年度実績値、H30年度目標値）を示します。

¹ 3R：廃棄物の発生抑制（リデュース Reduce）、再使用（リユース Reuse）、再生利用（リサイクル Recycle）。

◇◇具体的な取組◇◇

9-1 3Rの推進

市の取組
<ul style="list-style-type: none">○ごみの分別・収集方法を周知し、ごみステーションなどの設置場所や管理方法などについて適切にアドバイスします。○ごみの排出方法について、ステーション方式への統一を進めます（追加）○資源回収団体に対して奨励金を交付し、活動を支援します。○生ごみ処理機などの設置費に対する助成をします。○リサイクル拠点施設を活用した、ごみの減量化、再資源化を行います。（追加）○各種リサイクル法に基づいた資源リサイクルの指導・啓発を行います。○再利用・再資源化された製品を購入します。○ごみについての学習会などを開催し、ごみの3R（発生抑制、再使用、再生使用）意識等の普及啓発を行います。

市民・事業者の取組
<ul style="list-style-type: none">○ごみの分別は決められたルールに従い、再資源化を進めます。○資源物の集団回収やフリーマーケット、バザーなどの地域のリサイクル活動に参加・協力します。○コンポスト等を利用し、生ごみの堆肥化に努めます。○使い捨て製品の購入を控え、モノをできるかぎり長く使用します。○リサイクル製品を選択購入します。○過剰包装は断り、買い物にはマイバッグを持参します。○再利用・再資源化に関する情報などを積極的に利用します。○事業活動により発生する廃棄物の実態を把握し、発生を抑制します。○産業廃棄物は、関係法令に基づき、責任を持って適正に処理します。

9-2 不法投棄の防止

市の取組
<ul style="list-style-type: none">○不法投棄監視パトロールを強化し、通報などの連絡体制を充実させます。○不法投棄防止看板などの配布・提供をします。○香取市環境美化条例の周知徹底を図ります。

市民・事業者の取組
<ul style="list-style-type: none">○地域ぐるみで不法投棄を監視し、発見した場合は、市や関係機関へ通報します。○土地所有者として所有地を適切に管理し、不法投棄されない環境をつくります。○処理困難物（古タイヤ、バッテリーなど）やリサイクル家電（テレビ、冷蔵庫、エアコンなど）の処分は、販売店や処理施設を利用します。

基本方針 10：地球温暖化防止対策を推進する

- 10-1 地球環境に配慮した行動の実践
- 10-2 省エネルギー対策の推進
- 10-3 再生可能エネルギーの積極的利用

近年、地球温暖化をはじめとした、地球規模の環境問題が顕在化しており、そのほとんどが、私たち、人間の社会経済活動に起因しています。

地球温暖化問題については、世界的な議論のなかで、日本も現状を踏まえた目標を掲げています。地球温暖化を防止するために、私達は、電気その他、ガスやガソリンなどの化石燃料の使用量を、単純に減らすだけでなく、より効果的・効率的に使用し、少しでも地球への負荷を軽減することも求められています。

市では、家庭用太陽光発電設備や省エネルギー設備への助成を実施しています。

市民アンケートでは、関心のある環境問題として、「地球環境問題（地球温暖化、二酸化炭素の排出抑制、オゾン層の破壊等）」が37.3%と高い割合を占めています。

また、太陽光などの再生可能エネルギーを普及させるためにどのような課題があるかとの設問では、「設備導入の初期投資が高く、経済的メリットがわからない」「設置に関する補助金制度等が周知されていない」「周囲に設備を導入している人がいない」との意見が多くありました。

これらのことから、「地球温暖化防止対策を推進する」ためには、次の課題があげられます。

- ① 市民・事業者の再生可能エネルギーの利活用が必要です。
- ② 再生可能エネルギーや省エネルギー設備導入に関しての情報が不足しています。

環境指標等※

環境指標名（上段）・説明（下段）	H19 年度実績値	H24 年度実績値	H30 年度目標値
○エコアクション21 登録事業所数			
環境省が定めた環境経営システム制度の事業者登録数	2 事業所	3 事業所	6 事業所
○公用車中のハイブリッド車・電気自動車保有台数（新）	2 台	3 台	8 台
—			
○太陽光発電設備の導入施設数（新）	—	5 施設	15 施設
公共施設における太陽光発電設備導入施設数			
○太陽光発電設備の導入による CO2 年間削減量（新）※1	—	799, 486 kg-CO2	2, 250, 404 kg-CO2
補助事業において導入した家庭用太陽光発電設備の CO2 年間削減量			

※ 取組の達成度を知るための「ものさし」（H19年度及びH24年度実績値、H30年度目標値）を示します。

※1 算出方法：CO₂年間削減量＝年間平均日射量（3.87kwh/m²・日）×総出力×365日×システム効率（0.75）×CO₂排出係数（代替値：0.559kg/CO₂/kwh）

◇◇具体的な取組◇◇

10-1 地球環境に配慮した行動の実践

市の取組
○地球温暖化対策実行計画に基づき、市の施設の温室効果ガス排出・発生を抑制します。 ○地球温暖化対策地域推進計画の策定を検討します。(追加) ○地球環境問題に関する情報提供や市民への意識啓発を行います。 ○事業者に対して、環境マネジメントシステムの導入を促進します。
市民・事業者の取組
○地球環境問題に関する書物やセミナー、勉強会等により、問題の発生・拡大要因や対策について理解を深めます。 ○事業活動における温室効果ガスの発生を抑制します。 ○環境マネジメントシステムの導入に向けた準備をします。

10-2 省エネルギー対策の推進

市の取組
○住宅の省エネルギー対策に対して、情報提供を行うとともに、設置費用の補助を実施します。(追加) ○公共施設や公共設備において、省エネルギー対策を推進します。 ○公用車のハイブリッド車や電気自動車への買い替えを進めます。 ○エコドライブの普及啓発を行います。 ○次世代自動車のインフラ整備による電気自動車充電器の設置を推進します。(追加)
市民・事業者の取組
○屋外照明や外灯などの照明設備は、過度な照明にならないようにします。 ○自動車を運転する際は、エコドライブを積極的に実施します。 ○環境家計簿をつけ、電気、ガス、ガソリンなどの使用量を減らします。 ○買い替えをするときは、省エネルギー型の設備や事務機器を購入します。 ○部品の調達、製造、物流、使用、廃棄のあらゆる段階で環境負荷を低減する活動を行います。

10-3 再生可能エネルギーの積極的利用

市の取組
○太陽光発電システムの導入に関する情報提供と意識啓発を進めるとともに、設置費用の補助を実施します。 ○公共施設や公共用地へ再生可能エネルギー設備等を積極的に導入します。 ○バイオマスタウン構想に基づき、バイオマス(堆肥や廃油)利用を推進します。
市民・事業者の取組
○再生可能エネルギーに関する情報を収集し、その利用の可能性を検討します。 ○堆肥の利用や廃油の回収活動に協力します。(追加)

基本方針 11：環境について学び 情報発信する体制を強化する

11-1 環境教育・環境学習の推進

11-2 環境情報の共有とネットワークづくり

環境保全意識の定着のため、環境教育・環境学習を進めていくには、様々な媒体での情報発信が必要となっています。

市では、広報紙・市ウェブサイトを通じて、環境に関する情報を提供しています。

今後は、市民（市民団体）や事業者がもつ有益な環境情報について整理し、環境学習の指導者の発掘や育成、環境学習の機会を増やすことが求められます。

市民アンケートにおいて、環境教育・環境学習に対する関心度は低く、市民の満足度においても、計画策定時と比較してやや改善はされているものの、満足度は低い状態でした。

これらのことから、「環境について学び情報発信する体制を強化する」ためには、次の課題があげられます。

- ① 環境教育・環境学習の指導者が必要です。
- ② 環境学習の機会が不足しています。

環境指標等*

環境指標名（上段）・説明（下段）	H19 年度実績値	H24 年度実績値	H30 年度目標値
○環境関連情報の発信数（新） ----- 広報紙・市ウェブサイトにおける環境情報の年間掲載数	—	94 回/年	110 回/年
○環境に関する市民講座・イベント実施回数 ----- 市や市民団体が主催の市民対象の講座等の開催数	3 回	4 回	3 回/年以上

※ 取組の達成度を知るための「ものさし」（H19年度及びH24年度実績値、H30年度目標値）を示します。

◇◇具体的な取組◇◇

11-1 環境教育・環境学習の推進

市の取組
○環境に関する講演会やイベントの開催、広報紙による情報提供、職員による出前講座などを進めます。 ○市民団体、事業者、県が開催する環境に関する講演会等に協力します。 ○教育機関での環境に関する学習内容を充実します。

市民・事業者の取組
○市や県、民間団体などが開催する環境に関する講演会やイベントなどに参加します。 ○自ら有する知識や技能などを活かし、環境学習の機会づくりに協力します。 ○市や県、民間団体が実施する環境調査などに参加し、地域環境に対する知識や理解を深めます。 ○環境に関する社員研修会の実施や社内研究会の支援などの環境教育を進めます。 ○職場に環境保全の担当者を設置します。

11-2 環境情報の共有とネットワークづくり

市の取組
○環境保全への取組に関する情報を収集、整理し、市ウェブサイトなどで情報を公開します。 ○環境情報のネットワークづくりを支援します。

市民・事業者の取組
○環境に関する情報を市に提供し、共有していきます。 ○環境情報のネットワークづくりに取り組みます。 ○事業者間の環境保全への取組に関する情報を交換し、共有していきます。

基本方針 12：市民・事業者・市 協働による環境保全を推進する

12-1 市民協働による環境保全活動の推進

12-2 環境保全活動の場と人づくり

今日の多様化する環境問題を解決していくためには、市単位の取組だけでなく、国や県、周辺自治体との連携に加え、市民、事業者等が連携・協働しながら、取組を進めていくことが重要です。

本市では、平成23年3月に香取市まちづくり条例が制定されたことにより、概ね小学校区ごとに住民自治協議会が設立されました。

この協議会では、環境美化活動を中心とした環境問題への取組も事業の一環として実施されており、新しい市民協働として期待が高まっています。

また、市内には長年環境保全活動に取り組んでいる市民団体も多くあり、事業者アンケート調査においても、市民団体等との協働での環境活動について「機会があれば協力していきたい」という回答が多くみられました。

これらのことから、「市民・事業者・市協働による環境保全を推進する」ためには、次の課題があげられます。

- ① 市民・事業者・市協働による環境保全活動の機会が必要です。
- ② 環境保全団体のメンバーが高齢化しています。
- ③ 環境保全意識を高める必要があります。

環境指標等※

環境指標名（上段）・説明（下段）	H19 年度実績値	H24 年度実績値	H30 年度目標値
○環境保全活動団体数 —	16 団体	25 団体	30 団体
○協働による環境保全活動数 市と市民団体での環境保全に関する活動数	未実施	3 回/年	20 回/年以上

※ 取組の達成度を知るための「ものさし」（H19年度及びH24年度実績値、H30年度目標値）を示します。

◇◇具体的な取組◇◇

12-1 市民協働による環境保全活動の推進

市の取組
○「ゴミゼロ運動」など地域での環境保全に関する活動を継続的に実施します。 ○環境保全に関する活動やイベントに対して、積極的に協力します。
市民・事業者の取組
○環境保全に関する活動やイベントに参加・協力します。 ○みんなで協力したほうが効率的な環境保全活動については、積極的に実践や提案をします。 ○地域への社会貢献活動として、環境保全活動に取り組みます。(追加)

12-2 環境保全活動の場と人づくり

市の取組
○地域の環境保全活動の拠点づくりや、組織づくりを支援します。 ○地域の環境保全の実践的な指導者を育成します。 ○地域の環境に詳しい市民・団体の情報を集めます。 ○職員の環境教育を進めます。
市民・事業者の取組
○地域の環境保全活動の拠点づくりや、組織づくりに参加・協力します。 ○地域の環境保全に関する指導者として、実践的な指導を行える人材の育成に協力します。 ○研修会に参加し、その知識を生かし地域の環境保全活動を広げていきます。

第4章 重点施策

1 重点施策の選定

本計画で目標とする環境像を実現し、環境をより良くする上で、優先的に取り組むことが必要な施策を重点施策として位置付け、推進していきます。

重点施策の選定にあたっては、市民や事業者等の現状に関する満足度、関心度や重要と考える市の環境施策について、アンケート調査等で得られた結果、及びこれまでの取組の進捗状況の検証を踏まえ、今後、5年間で優先的に取り組むべき施策を検討しました。

さらに、目標とする環境像を効率的に実現するため、一部の取組に偏らないよう大局的な見地からバランスに配慮した施策の選定としています。

本市では、重点施策として、次の4つの施策を掲げ、具体的な取組を進めていきます。

【重点施策】

- ◎河川環境保全と水質向上対策の充実
- ◎ごみの発生抑制と再資源化の推進
- ◎再生可能エネルギーの普及と積極的利用
- ◎パートナーシップによる活動の推進

2 重点施策の内容

河川環境保全と水質向上対策の充実

本市は、北部には水郷の風情が漂う利根川が東西に流れ、佐原地域の市街地を流れる小野川の両岸は「伊能忠敬」の旧宅、江戸時代から昭和初期に建てられた商家や土蔵が現在もその姿を残し、小見川・山田地域を流れる黒部川では、日本の原風景を感じさせる田園・里山の自然景観が豊かで、下流部では水上スポーツも盛んです。また、栗源地域を流れる栗山川は、鮭の遡上する川としても有名です。

このように本市と川の関わりは非常に強く、切り離すことができないものとなっています。

しかし、一部の調査地点で代表的な汚濁指標であるBOD値が環境基準未達成となっており、汚水処理人口普及率も依然として目標を達成できていない状況です。今回の市民アンケートにおいても、重要と考える市の環境施策の第1位が「河川の水質調査や生活排水等の浄化対策」となっています。

そこで、本計画においては「河川環境保全と水質向上対策の充実」を重点施策として、取り組んでいきます。

<取組内容>

- 河川の水質調査の継続と浄化対策の推進
- 汚水処理人口の増加促進
- 市民（市民団体）、事業者、市との連携による河川清掃活動の充実
- 生活排水や事業場排水対策の指導・徹底

ごみの発生抑制と再資源化の推進

本市の平成24年度におけるごみの排出状況は、一人一日あたり1,003gとなっており、リサイクル率については15.2%となっています。これらの数値はいずれも千葉県平均（ごみ排出量：976g/人・日、リサイクル率：24.0% ※23年度実績）より下回っている状況です。またアンケート調査では、市民、事業者のいずれも3割以上の方が、「ごみの発生抑制と再資源化の推進」が市の取組施策として重要であると回答しています。

こうした状況をふまえ、市では、東部地区（小見川地域、山田地域）西部地区（佐原地域、栗源地域）で異なっていたごみの排出方法について、ステーション方式に統一することにより、資源ごみの排出利便性の向上を図っていきます。併せて平成24年度に整備を行ったリサイクル拠点施設を活用し、ごみの発生抑制と再資源化の推進、リサイクル率の向上、ごみの排出量の削減を目指します。

<取組内容>

- ごみの分別徹底による排出量の削減
- 市内ごみ排出方法の統一による資源ごみの排出利便性の向上
- リサイクル拠点施設の積極的活用

再生可能エネルギーの普及と積極的利用

東日本大震災に起因する福島第一原子力発電所の事故の影響により、電力供給量が大幅に低下し、計画停電を実施するなど全国的に電力供給がひっ迫した状況となりました。そうした状況の中、電力供給不足を補うために再生可能エネルギーの活用について関心が高まり、本市のアンケートにおいても市民、事業者ともに関心度・重要度が高くなっています。

再生可能エネルギーは、化石燃料に対して、太陽光エネルギーをはじめ、風や水の流れ、木材など、地域に存在する多種多様な自然から得られるものです。

地域の再生可能エネルギーを新たに導入・活用することで、エネルギー源の多様化・分散化が図られるだけでなく、化石燃料の消費量が減ることで二酸化炭素（CO₂）の削減にもつながることから、再生可能エネルギーの普及と積極的な活用について取組を推進します。

<取組内容>

- 太陽光エネルギーを始めとする再生可能エネルギーの普及促進
- メガソーラー設備の設置による太陽光エネルギーの有効利用
- 公共施設への再生可能エネルギー設備の導入促進

パートナーシップによる活動の推進

環境保全に向けた取組には、市民（市民団体）・事業者・市がお互いの考えを尊重し、それぞれの立場で協力することが重要です。アンケート調査では、事業者、市民団体とも、今後「機会があれば協力していきたい」との回答が多くありました。現状では、事業者でノウハウや予算・時間の不足、市民団体で、メンバーの高齢化や人材不足を課題として抱えています。

このような中、「香取市まちづくり条例」に基づき、概ね小学校区ごとに住民自治協議会が設立され、地域住民による協働でのまちづくりが始まっています。その活動では、美化活動などが展開されています。

これからは、このような地域単位での取組を通じて、事業者や市民団体の抱える課題を減らし、それぞれの思いを実現出来るように、市民（市民団体）、事業者、市がパートナーシップを進めていきます。

<取組内容>

- 環境保全活動に関するネットワークの拡大・充実
- 研修会等による環境保全の実践的な指導者の育成
- 市民団体、事業者、市が連携した環境イベントの開催
- 計画の推進体制への市民・市民団体・事業者の参加

第5章 地域別環境づくりの方向性

1 環境の地域区分

本市は、市民生活の主要な施設が集積する市街地地域や、水と緑の豊かな環境が広がる田園地域、多様な公益的機能を持つ森林地域など、さまざまな環境特性を持つ地域によって構成されています。

香取市総合計画では、地域整備の推進にあたり、市域をその特性により「経済・文化交流都市ゾーン」「ふるさと交流・定住ゾーン」「水と緑の環境保全・活用ゾーン」の3つに区分し、それぞれの特性に沿った地域整備を展開しています。

本計画では地域の環境づくりの方向性について、総合計画の地域整備別ゾーンを踏まえ、環境特性ゾーンとして「市街地・産業ゾーン」「田園・農地ゾーン」「水辺・森林ゾーン」の3つに区分し、その概要と環境上の課題及び環境づくりのための方向性を示します。

地域区分については、合併前旧行政区域に基づき、「佐原地域」「小見川地域」「山田地域」及び「栗源地域」の4つに区分し、地域ごとにその概要と将来残したい自然（環境）、改善すべき環境上の課題及び環境づくりの方向性を示します。

なお、ゾーン区分及び地域別の環境づくりにおいて共通する課題や環境づくりの方向性については、市全域の問題としてとらえ、「第3章 環境施策と行動計画」の具体的な取組の中で示しているため、ここでは、それぞれのゾーンあるいはそれぞれの地域に特出する内容について整理しました。

◇◇ゾーン区分の考え方◇◇

ゾーン名	概要	該当地域
市街地・産業ゾーン	本市の商工業、学術・文化等の主要機能が集積している地域を「市街地・産業ゾーン」とします。	・佐原、小見川、山田、栗源地域の市街地（住宅、団地及び産業施設の密集地域を含む）
田園・農地ゾーン	広大な農地が広がる田園風景と調和した居住環境が共生している地域を「田園・農地ゾーン」とします。	・「市街地・産業ゾーン」を除く全地域
水辺・森林ゾーン	美しい水郷の広がりや、北総台地の森林など、貴重な水と豊かな緑が共生している地域を「水辺・森林ゾーン」とします。	「田園・農地ゾーン」の中で以下に該当する区域 ・利根川、黒部川など、市内を流れる河川、水辺地帯及び与田浦周辺 ・主に市南部に広がる丘陵地帯

2 ゾーン区分ごとの環境づくりの方向性

【市街地・産業ゾーン】

① 概要

都市基盤整備や防災施設、生活関連施設の充実を図るとともに、市民満足度の高い良好な住環境や産業を創出する地域です。

このゾーンでは、北総地域の中核都市としての環境整備が進められており、小見川工業団地や、栗源地域大関地区の大規模な事業所など、本市の製造業・物流業の拠点となるエリアも含まれています。

② 環境上の課題

- 身近な公園や緑地の不足
- 歩行者に安全な道路環境の整備
- 車道と歩道の整備
- 工場や事業所等に起因する環境問題

③ 環境づくりの方向性

- 安全で安心な歩行者のための道路づくりをします。
- 美観を損ねる看板や広告塔の設置は控え、良好な都市景観に配慮します。
- 工場や事業所等に対する指導や意識啓発をします。

【田園・農地ゾーン】

① 概要

里山などの自然環境を保全する地域です。

このゾーンには、里山を中心に良好な生態系が残されており、身近に自然とふれあえる生活空間があります。また、良好な水質の目安となるホタルやメダカなどの生物が生息し、豊かな自然環境が広がっています。

今後は、自然と共生する快適な居住環境を活用した都市との交流や都市住民の受け入れなど、新たな方向性も推進していく地域です。

② 環境上の課題

- 里山などの保全
- 耕作放棄により荒廃した農地
- 休耕田の増加による景観阻害
- 畑地におけるマルチフィルムなどの野外焼却
- 有害鳥獣による農作物被害の対策

③ 環境づくりの方向性

- 森林や里山などの豊かな自然を活用したグリーンツーリズム事業を推進します。
- 田園・農地・里山などを自然環境の学習・体験拠点として有効活用します。
- 多面的な機能を持つ農地を保全し、遊休農地は有効利用します。
- 野外焼却を防止する対策を強化します。
- 山砂採取の適正管理により、濁水の流出を防止します。
- 有害鳥獣による農作物や生活環境への被害の防止対策を強化します。
- 環境に配慮した農業基盤整備の充実を図ります。

【水辺・森林ゾーン】

① 概要

市民の憩いの場や観光資源として活用が期待されている地域です。

このゾーンには、特に利根川の河川敷のヨシ原には、市の鳥であるヨシキリの他、オオセッカやコジュリンなどの貴重な野鳥が生息しています。

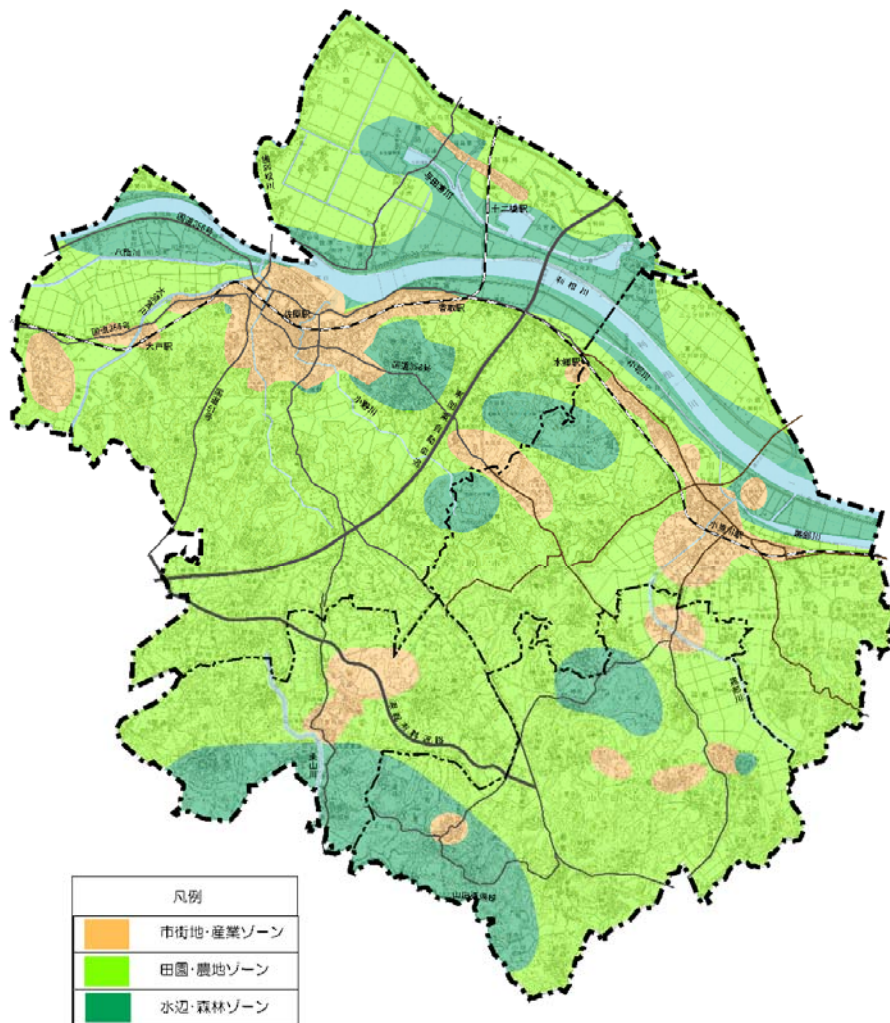
また、市の南部には、森林地帯を中心とした北総台地が広がり、これらの森林資源の保全や森林の多面的な活用が求められています。

② 環境上の課題

- 市民の憩いの場として水辺公園の整備
- 森林資源の維持・管理及び有効活用

③ 環境づくりの方向性

- 市民の憩いの場として水辺公園の整備をします。
- 森林資源を適正に維持・管理します。
- 水辺空間や森林資源を、体験型環境教育の場として有効利用します。



環境特性ゾーン区分図

3 地域別の環境づくりの方向性

【佐原地域】

① 概要

- 北部の利根川流域は、食糧生産の要である水田地帯と豊かな水辺環境の「水郷地帯」が広がっている地域です。
- 利根川の南部は、山林や畑を中心とした北総台地が織りなす谷津を形成しています。
- 都市化の進展に伴い、地域固有の自然、歴史・風土、文化などを活かしたまちづくりが展開されています。
- 江戸時代から利根川舟運の中継地として、かつての賑わいを再現した歴史的町並みの整備が進められています。
- 文化・観光資源として、香取神宮や伊能忠敬記念館、歴史的町並み、水郷佐原水生植物園、佐原の大祭などがあり多くの観光客が来訪します。

② 将来に残したい環境、改善すべき環境上の課題

【残したい環境】

- 利根川周辺及び与田浦周辺の水辺環境
- 小野川と香取街道沿いの歴史的町並み景観と水郷の自然景観
- 加藤洲十二橋や津宮鳥居河岸、大戸神社などの歴史的景観
- 環境学習の場・歴史的・文化的遺産としての神道山古墳群
- 貴重な動植物の生息・生育地帯の香取の森や各地の谷津などの景観
- 市民の憩いの場としての横利根閘門ふれあい公園
- 佐原地域各地で見られるホタルの生息場所

【改善すべき環境上の課題】

- 小野川や大須賀川、十間川、津宮の水路などの水質汚濁
- 十間川沿いの桜並木の植え替え等
- 津宮～東関東自動車道の利根川の河川敷に生息する野鳥の保護
- 水の郷さわら周辺（ヨシ原（利根川））における野鳥観察場の整備
- 井戸や湧き水における飲料の不可の明示
- 国道 356 号沿いの大気汚染対策としてのバイパスの設置等
- 小野川周辺の遊歩道の整備
- 大須賀川桜並木周辺の公園等の整備
- JR 鹿島線高架下の雑草繁茂
- 東関東自動車道側道や空き地などへのごみのポイ捨て

佐原地域小中学生のアンケートより

90%以上の生徒が満足しているのは「山や田んぼ、畑などの緑地の豊かさ」でした。今後取り組みたい事は“清掃・美化活動への参加”“地域や市等の行事への参加”“家族や友達等と環境問題について話し合う事”が多くみられました。

③ 環境づくりの方向性

- 利根川河川敷のヨシ原など、貴重な動植物の生息・生育地帯を適切に保全します。
- 里山を保全し、環境学習の場として有効利用します。
- 小野川周辺の歴史的町並み景観に配慮した地域づくりをします。
- 美観を損ねる看板や広告塔の設置は控え、歴史的町並みなどの都市景観を保全します。
- 佐原地域の歴史を伝える巨樹、巨木を保全します。

佐原地域の図面 (A3)

佐原地域の図面 (A3)

佐原地域の写真等 (A4)

【小見川地域】

① 概要

- 江戸時代から利根川舟運の中継地として賑わい、現在も城下町の風情が漂う水郷情緒にあふれている地域です。
- 黒部川では、夏にはボートやカヌーなどの大会・イベントが開催されています。
- 利根川や黒部川を中心に水との深い関わりを持ちながら発展してきた豊かな自然が息づく地域です。
- この地域の緑地は、水田や畑などの農地、丘陵の森林などから形成されており、身近な自然とふれあえる場、交流する場として、重要な役割を果たしています。
- 文化・観光資源として、阿玉台貝塚、良文貝塚、小見川城山公園などがあります。

② 将来に残したい環境、改善すべき環境上の課題

【残したい環境】

- オオセッカが生息する利根川河川敷のヨシ原
- 岡飯田地区の森山城跡や谷津田、里山、竹林
- 貴重な動植物の生息・生育地帯、歴史的景観としての阿玉台貝塚、良文貝塚、白井王宮台貝塚
- 市民の憩いの場である小見川城山公園
- 小見川城山公園や黒部川周辺の桜並木
- 小見川地域各地で見られるホタルの生息場所
- 清水川上流の清水

【改善すべき環境上の課題】

- 黒部川などの河川水質の改善と周辺地域の環境整備
- 黒部川下流の川底の堆積土
- 利根川河川敷のヨシ原の保全
- 城山公園周辺のウォーキングロード・公園施設の整備、桜の木の整備
- 空き家でのハクビシンの棲みつき及び農作物等への被害

小見川地域小中学生のアンケートより

90%以上の生徒が満足しているのは「山や田んぼ、畑などの緑地の豊かさ」でした。今後取り組みたい事は“空き缶や古新聞等のリサイクルへの協力”“清掃・美化活動への参加”“地域や市等の行事への参加”“家族や友達等と環境問題について話し合う事”が多くみられました。

③ 環境づくりの方向性

- 阿玉台貝塚や良文貝塚などの歴史的景観を保存します。
- 小見川城山公園を市民の憩いの場とするため維持・管理に努めます。
- 利根川河川敷のヨシ原を鳥獣保護区として検討します。

小見川地域の図面 (A3)

小見川地域の図面 (A3)

小見川地域の写真等 (A4)

【山田地域】

① 概要

- 黒部川が南北に流れ、その流域には広大な水田地帯が開けている地域です
- 北西部には北総台地の一翼を担う畑作台地が広がり、丘陵地の間には谷津田が散在している地域です。
- 肥沃な土地を活かした優良農地が大半の面積を占める地域です。
- 森林が占める面積も多く、そのほとんどが民有林であり、最近では森林に関心を寄せる住民も多くなっています。
- カワセミが飛び、ホタルが舞う清らかな水辺などに象徴される美しい自然が残っている地域です。
- 「星の降る里 山田」を象徴するように、澄んだ夜空に輝く星が、美しい農村風景と調和している地域です。
- 自然に恵まれ、農業と農村の地域資源が豊富にあり、里山を中心に生態系が保持されており、身近に自然とふれあうことができる地域です。
- 文化・観光資源として、国指定天然記念物の府馬の大クスをはじめ、愛宕神社や山倉大神などの由緒ある神社仏閣も多く、文化的遺産も多く残されています。

② 将来に残したい環境、改善すべき環境上の課題

【残したい環境】

- 橋ふれあい公園周辺など、山田地域内の里山
- 貴重な動植物の生息・生育地帯、歴史的景観としての山倉大神、府馬の大クス、観福寺、西雲寺と橋堰周辺
- 貴重な動植物の生息・生育地帯である古内の沼地
- ゲンジボタルの生息場所
- 農産物直売所や橋ふれあい公園など、都会と農村の交流拠点
- 黒部川流域の田園景観

【改善すべき環境上の課題】

- 黒部川の水質向上
- ため池や堰の保存
- 鮭（の遡上）を呼び戻すための河川整備
- 事業活動に伴う悪臭問題
- 有害鳥獣の被害防止対策、外来種の駆除

山田地域小中学生のアンケートより

90%以上の生徒が満足しているのは「空気のきれいさ」「山や田んぼ、畑などの緑地の豊かさ」「くらしやすいまちの静かさ」でした。

今後取り組みたい事は“地域や市等の行事への参加”“家族や友達等と環境問題について話し合う事”が多くみられました。

③ 環境づくりの方向性

- 水源をかん養する谷津田や里山を適切に保全します。
- 澄んだ空気、美しい農村風景を大切にします。
- 自然環境の学習・体験拠点として森林や里山を有効利用します。
- 橋ふれあい公園を交流の場として再整備します。
- 有害鳥獣による農作物や生活環境への被害を防止する対策を強化します。

山田地域の図面 (A3)

山田地域の図面 (A3)

山田地域の写真等 (A4)

【栗源地域】

① 概要

- 栗山川流域には水田・畑や山林が広がり、ブドウや梨などの果樹園も多く、農業や畜産が盛んな地域です。
- 栗山川の源流の地域として、自然に恵まれ緑豊かな里山や田園地帯が続いています。
- 中白清水などの湧水があります。
- 地元農産物を販売する「道の駅くりもと」や滞在型農園の「クラインガルデン栗源」、リゾート型貸農園「ザ・ファーム」など、都市住民との交流活動が活発に行われている地域です。
- 文化・観光資源として、栗源のふるさといも祭や、道の駅くりもとなどがあります。

② 将来に残したい環境、改善すべき環境上の課題

【残したい環境】

- 沢地区（西沢付近）のホタルの生息場所
- 栗山川上流のシジミの生息地
- 学校周辺の山（フクロウの生息）
- 市民の憩いの場として平成の森公園
- 栗山川ふれあいの里公園
- 栗源中学校下の桜
- 道の駅くりもとや高萩PAの農産物直売所など、都会と農村の交流拠点
- ベニコマチの栽培環境
- 中白清水などの湧水
- 浅黄東部地区石橋稻荷神社清水
- 沢地区のため池

【改善すべき環境上の課題】

- 栗山川に鮭が遡上できる環境の整備（魚道）
- 栗山川の支川の改修（草の繁茂）
- 山砂の過剰採取による緑の減少や景観阻害
- 山林管理の停滞による荒廃
- ハクビシン、カラスによる農業被害
- ため池（堰）を活かした環境づくり
- 残土、産業廃棄物の不法投棄

栗源地域小中学生のアンケートより

全般にわたって半数以上の生徒が現状に満足していました。

今後取り組みたい事も多岐にわたっており、“花や木を育てる事”“空き缶や古新聞等のリサイクルへの協力”“清掃・美化活動への参加”“地域や市等の行事への参加”“家族や友達等と環境問題について話し合う事”が比較的多くみられました。

③ 環境づくりの方向性

- 栗山川ふれあいの里公園や平成の森公園を市民の憩いの場とするため維持・管理に努めます。
- 栗源地域の水道水源である地下水を保全します。
- 自然環境の学習・体験拠点として、森林や里山を有効利用します。
- 「クラインガルデン栗源」などを活用したグリーンツーリズム事業を推進します。

栗源地域の図面 (A3)

栗源地域の図面 (A3)

栗源地域の写真等 (A4)

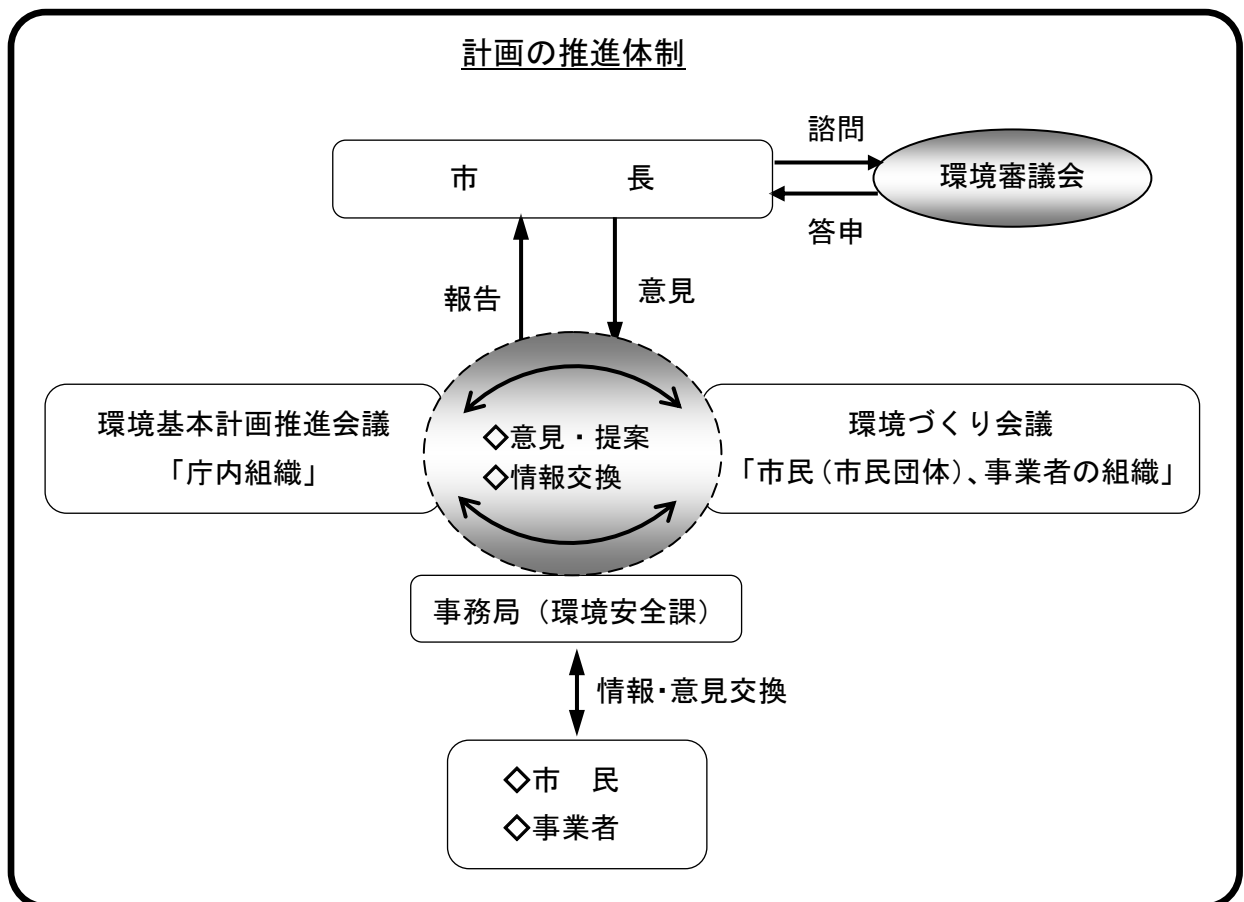
第6章 計画の推進方策

1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、下図のような体制により、市民（市民団体）、事業者、市が意見や提案などをし合い、取組を進めていきます。

具体的には、「環境基本計画推進会議」と市民・事業者で構成される「環境づくり会議」により、連携・協働して計画を推進していきます。

市長は、「環境基本計画推進会議」と「環境づくり会議」による検討内容を取りまとめた報告、パブリックコメントや市長の諮問機関である「環境審議会」からの計画の見直し等に関する答申を基に、今回、5年目の中間見直しを実施しました。



本計画の推進体制を円滑にすすめるためには、市民（市民団体）、事業者、市が連携・協働するパートナーシップを築き上げていくことが求められます。以下に、各組織の役割と構成について示します。

（１）環境審議会

環境審議会は、環境保全等に関する基本的事項について、専門的かつ広範な視点から調査したものを審議する機関として設置されており、市民（市民団体）、事業者、学識経験者及び行政機関の職員から構成されています。

審議会では本計画の施策や推進方策に関して、年次報告書等による事業の実施状況や目標達成度を踏まえて、今後の計画の見直しや進め方について市長に答申します。

（２）環境づくり会議（市民、事業者でつくる組織）

環境づくり会議は、市民（市民団体）、事業者が率先して環境活動に取り組み、本計画を推進するために、市民、事業者で構成される組織です。

本会議は、環境保全活動の普及啓発の他、計画全体の進捗状況に対して、市民や事業者の意見や提言のとりまとめを行います。

（３）環境基本計画推進会議（庁内組織）

環境基本計画推進会議は、環境に関する市の施策を横断的に取り組み、本計画を推進するために、市の関係部局の代表で構成される庁内組織です。

本会議は、庁内の各課で進められる環境施策の実施状況や目標達成状況の把握の他、計画全体の進捗状況の結果を基に施策の継続や見直しなどの検討も行います。

（４）事務局（環境安全課）

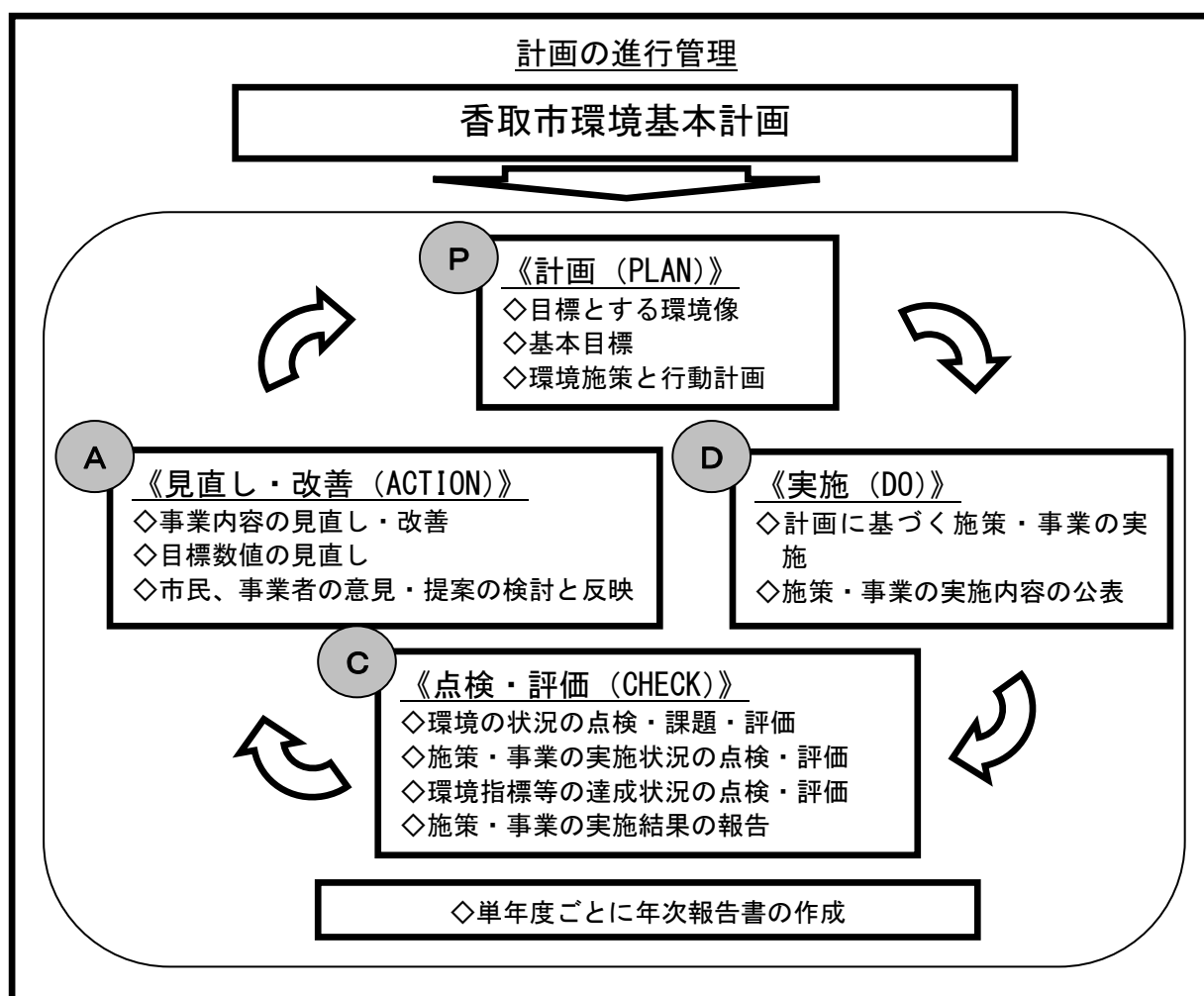
事務局は、本計画の進行管理全般に関する調整事務を行い、主に環境づくり会議や環境基本計画推進会議で検討内容の取りまとめや、年次報告書や環境対策実施報告書の作成・公表を行います。

2 計画の進行管理

本計画の進行管理は、PDCAサイクルを用いて、計画（PLAN）→実施（DO）→点検・評価（CHECK）→見直し・改善（ACTION）という流れで行います。

進行管理の過程では、「環境基本計画推進会議」及び「環境づくり会議」からの報告や「環境審議会」の答申により、本計画の進捗状況を整理し、市民、事業者、市が、自らの環境に配慮した行動をPDCAサイクルに沿って、継続的な改善を図るよう実施していきます。そのために、市民（市民団体）、事業者、市が連携・協働し、更に効果的な行動を目指していくための相互関係を構築していきます。

また、点検、評価、見直しなどの結果は、年次報告書により公表し、次年度以降の施策の展開や各主体の取組の推進に反映させていきます。



3 年次報告書の作成

本計画で記載した市の具体的な取組の実施状況や環境指標の達成度などを把握し、整理したものを、年次報告書としてまとめ、公表していきます。



はす祭り



あやめ祭り



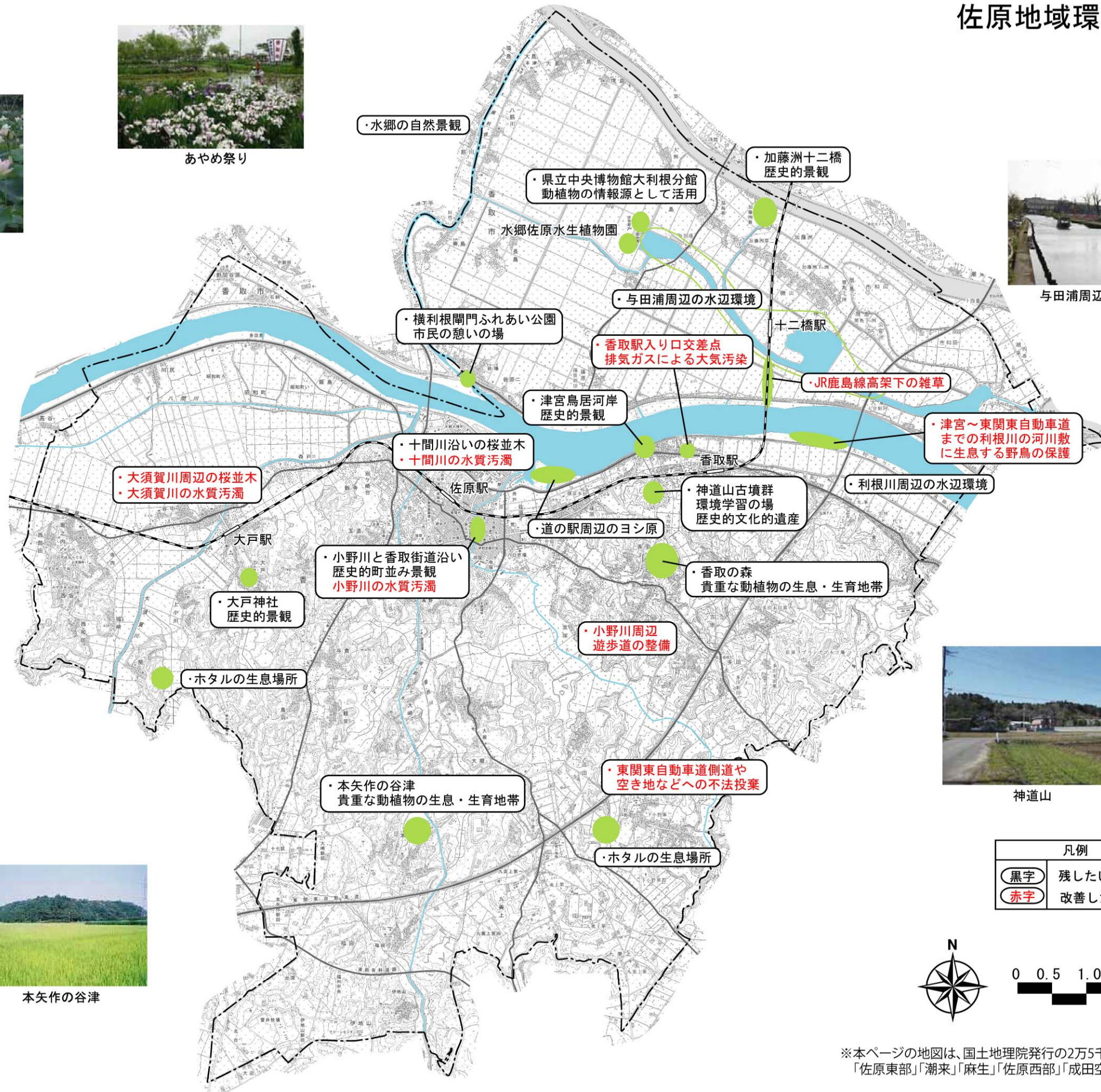
横利根閘門ふれあい公園



十間川の桜



本矢作の谷津



与田浦周辺の水辺空間



神道山

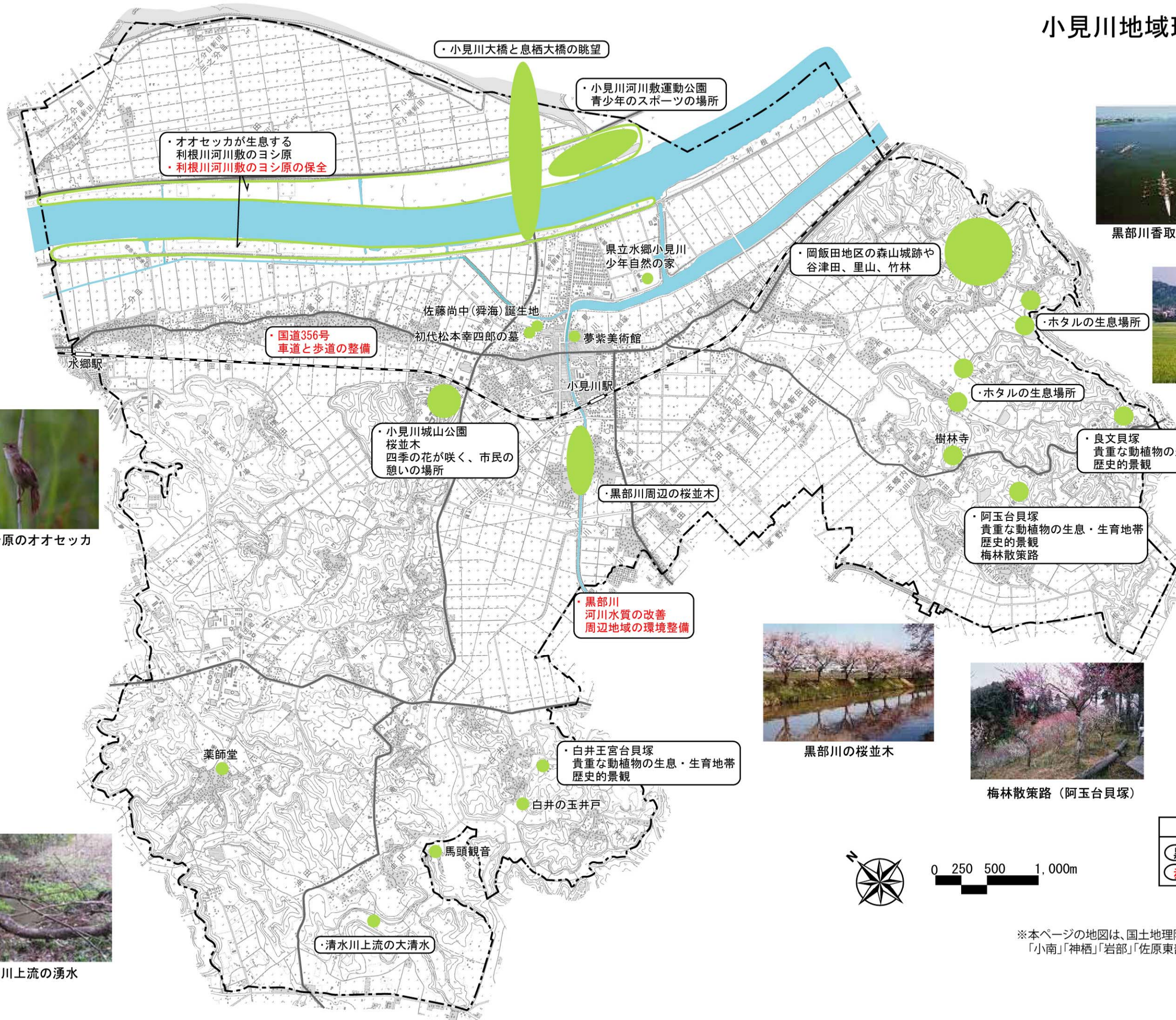
凡例	
黒字	残したいもの
赤字	改善したいもの



0 0.5 1.0 2.0km

※本ページの地図は、国土地理院発行の2万5千分の1地形図「佐原東部」「潮来」「麻生」「佐原西部」「成田空港」「岩部」を使用したものです。

小見川地域環境情報マップ



・オオセッカが生息する
利根川河川敷のヨシ原
・利根川河川敷のヨシ原の保全

・小見川大橋と息栖大橋の眺望

・小見川河川敷運動公園
青少年のスポーツの場所

・国道356号
車道と歩道の整備

・小見川城山公園
桜並木
四季の花が咲く、市民の
憩いの場所

・黒部川周辺の桜並木

・黒部川
河川水質の改善
周辺地域の環境整備

・白井王宮台貝塚
貴重な動植物の生息・生育地帯
歴史的景観

・岡飯田地区の森山城跡や
谷津田、里山、竹林

・ホタルの生息場所

・阿玉台貝塚
貴重な動植物の生息・生育地帯
歴史的景観
梅林散策路

・良文貝塚
貴重な動植物の生息・生育地帯
歴史的景観



黒部川香取市民レガッタ



岡飯田の田園風景



良文貝塚



黒部川の桜並木



梅林散策路 (阿玉台貝塚)



利根川ヨシ原のオオセッカ



清水川上流の湧水

凡例	
黒字	残したいもの
赤字	改善したいもの



0 250 500 1,000m

※本ページの地図は、国土地理院発行の2万5千分の1地形図「小南」「神栖」「岩部」「佐原東部」を使用したものです。

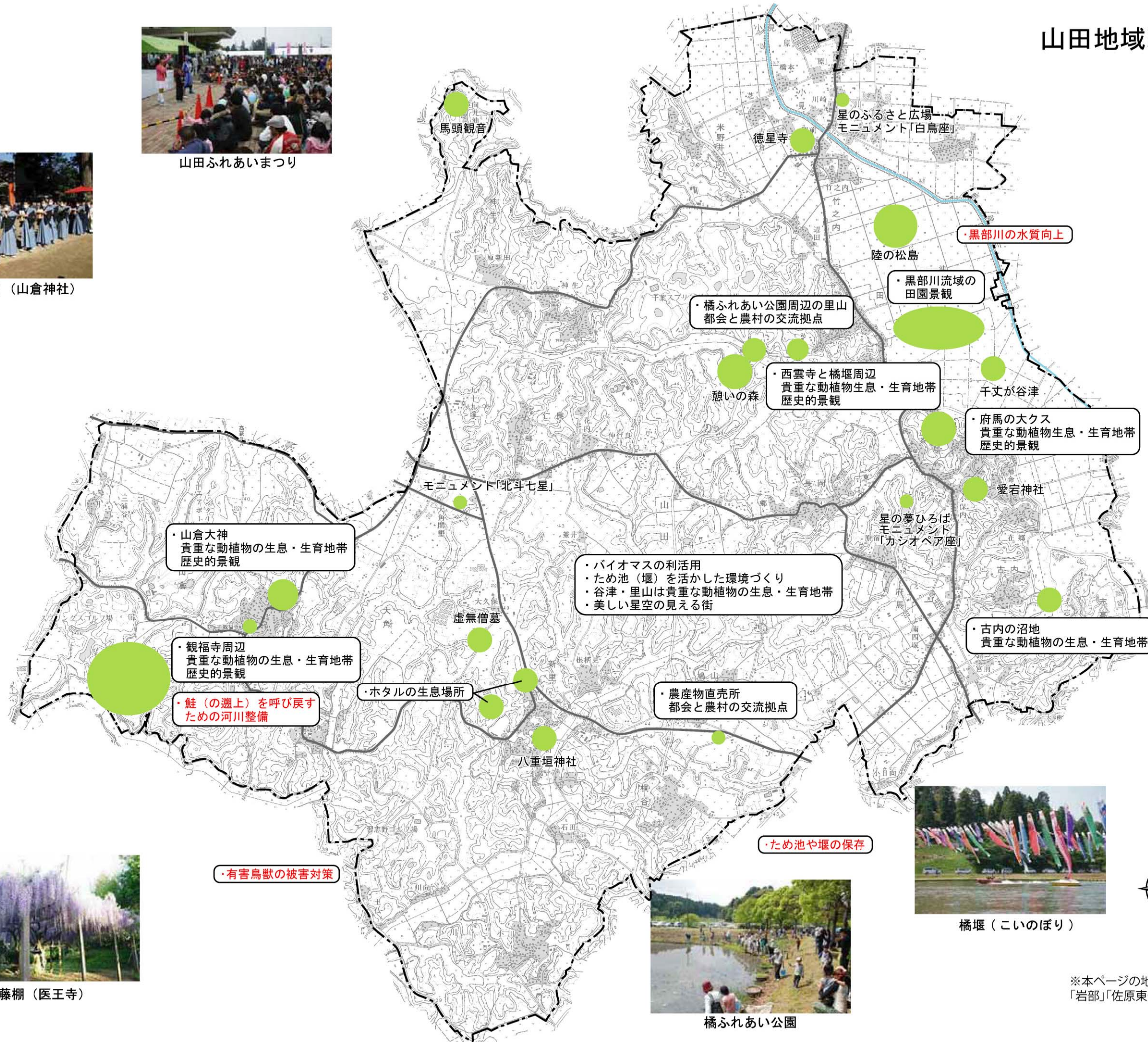
山田地域環境情報マップ



山倉の鮭祭り（山倉神社）



山田ふれあいまつり



モニュメント「白鳥座」



竹之内のため池

凡例	
黒字	残したいもの
赤字	改善したいもの



0 250 500 1,000m



橋堰（こいのぼり）



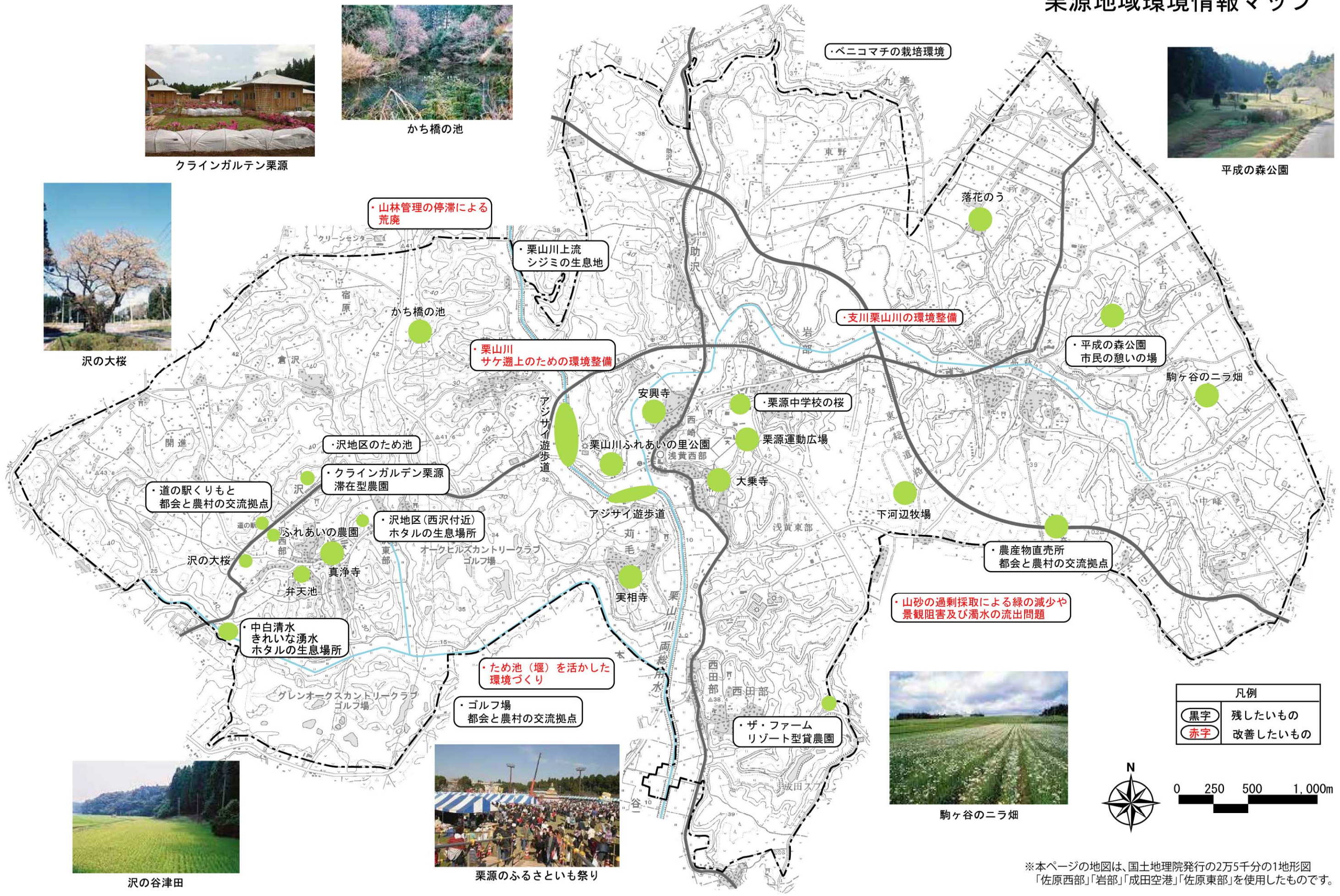
藤棚（医王寺）



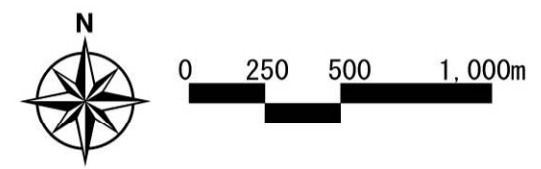
橋ふれあい公園

※本ページの地図は、国土地理院発行の2万5千分の1地形図「岩部」「佐原東部」「小南」を使用したものです。

栗源地域環境情報マップ



凡例	
黒字	残したいもの
赤字	改善したいもの



※本ページの地図は、国土地理院発行の2万5千分の1地形図「佐原西部」「岩部」「成田空港」「佐原東部」を使用したものです。